

調査報告書

令和6年3月16日

仙台市立[REDACTED]小学校いじめ調査委員会

目 次

第1	調査委員会の設置と活動	1
1	調査委員会設置に至る経緯	1
2	調査の目的と活動内容	1
3	調査委員会の構成	1
4	調査委員会の開催と調査の概要	2
第2	本件重大事態に関する事実関係	5
1	前提となる事実関係	5
2	当該児童の訴えの内容	6
3	調査の結果確認できた事実関係	9
4	学校の対応	21
5	学校の対応の検証	29
6	確認できた事実と重大事態との関連性	39
第3	重大事態解消に向けた対応並びに今後の当該児童及び関係児童等への支援について	41
1	当該児童への支援について	41
2	関係児童等への支援について	43
第4	再発防止のための対策	45
1	児童や保護者の心理の理解と、被害児童に寄り添った対応の徹底	45
2	組織対応の徹底・強化	46
3	いじめ対応の確認と理解	48
4	相談体制の確立と窓口の周知	49
5	いじめの未然防止のための取組	50
第5	まとめ	51

第1 調査委員会の設置と活動

1 調査委員会設置に至る経緯

本報告書は、仙台市立[]小学校（以下、「学校」という）内でのいじめにより、令和3年12月15日当時1学年の児童（以下、「当該児童」という。）が不登校に至ったことが疑われる事案（以下、「本件」という）について、「学校いじめ調査委員会」が調査を行った結果を報告するものである。

学校及び仙台市教育委員会は、令和4年3月17日、本件がいじめ防止対策推進法第28条1項2号の重大事態に該当すると判断し、同年5月10日、同法及び仙台市いじめ防止基本方針のⅢ、2（1）に基づき、学校が主体となって調査を行う「学校いじめ調査委員会」が設置された。

2 調査の目的と活動内容

本調査委員会設置の目的は、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、学校復帰の支援につなげること、今後の再発防止に活かすことである（文部科学省平成28年3月「不登校重大事態に係る調査の指針」）。

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない（いじめの防止等のための基本的な方針）。

そのための調査委員会としての活動内容は次のとおりである（仙台市立[]小学校いじめ調査委員会設置要項）。

- ①重大事態の事実関係の調査・検討
- ②重大事態の原因の調査・検討
- ③適切な対処及び再発防止に向けた対策に関する調査・検討
- ④その他、校長が必要と認める事項に関すること

なお、本調査委員会において、いじめの定義は、法第2条1項に従い、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」として検討を行った。学校のいじめ防止基本方針においても同様の定義が置かれている。

3 調査委員会の構成

本調査委員会は以下の8名で構成されている。

委員長、 []（校長）

副委員長	■■■■■	(弁護士)
委員	■■■■■	(臨床心理士)
委員	■■■■■	(令和4年度学校関係者評価委員)
委員	■■■■■	(学校4年度学校関係者評価委員)
委員	■■■■■	(令和4年度PTA会長)
委員	■■■■■	(令和4年度教務主任)
委員	■■■■■	(令和4年度生徒指導主任兼いじめ対策担当教諭)

4 調査委員会の開催と調査の概要

(1) 調査期間及び調査委員会の開催

本調査委員会は以下の通り開催された。

第1回 令和4年6月2日(木)

(この間、7月7日に作業部会を開催した。)

第2回 同年7月25日(月)

第3回 同年8月31日(水)

第4回 同年9月27日(火)

(この間、10月17日に作業部会を開催した。)

第5回 同年10月24日(月)

第6回 同年11月15日(火)

第7回 同年12月7日(水)

第8回 同月15日(木)

第9回 同月21日(水)

第10回 令和5年1月11日(水)

(この間、1月27日に、当該児童の保護者に対し、代理人を通じて、同時点までの調査の経過等を説明した。)

第11回 同年2月22日(水)

第12回 同年4月28日(金)

第13回 同年6月9日(金)

第14回 同年7月12日(水)

第15回 同年8月2日(水)

第16回 同年9月4日(月)

(この間、9月8日、10月12日、10月17日、10月24日の4回にわたり作業部会を開催した。)

第17回 同年11月1日(水)

(この間、11月9日に作業部会を開催した。)

第18回 同年11月27日(月)(この間、12月23日に、当該児

童の保護者及び代理人に対し、調査の経過説明を行った。）

第19回 令和6年1月17日（水）

（この間、2月1日に作業部会を開催した。）

第20回 令和6年2月26日（月）

（2）調査の概要

ア 調査委員会設置前の学校による調査

前提として、本調査委員会設置前に、学校により主に以下の調査が行われていた（詳細は後述する）。

- ① 当該児童及び当該児童の保護者からの聴き取りが、令和3年12月16日、当該児童自宅において行われた。
- ② 同日、当該児童が在籍するクラス全員を対象としたアンケート調査が実施された。
- ③ いじめに関わったとされる児童8名（以下、「関係児童」という。）からの聴き取りが、学校において、同日以降、複数回行われた。

なお、学校による調査とは別に、警察においても、関係児童8名からの聴取が行われていた。

イ 調査委員会による調査

本調査委員会は、主に以下の調査を行った。

① 当該児童保護者及び代理人からの聴取

令和4年6月30日、当該児童の父親及び代理人から聴き取りを行ったほか、代理人を通じて書面等によりご意見や情報提供をいただいた。

なお、当該児童本人については、保護者や代理人から、現在も本件による精神的ショックが続いていること、本人は学校や代理人などに既に複数回説明をしているが、その中でも自分の話を信じてもらえないなどと感じて傷ついていることなどから、現時点では調査委員会の聴取に応じられる精神状態ではない旨の説明があった。調査委員会としても、当該児童の精神的、心理的負担を考えると、無理な聴取は行うべきではないと判断した。そのため、調査委員会としては当該児童から直接の聴き取りはできていない。その代わり、保護者や代理人の話、提供を受けた資料（下記②）などに基づき、可能な限り当該児童の訴えに迫る努力をした。

② 当該児童保護者らから提供を受けた資料の精査

代理人による当該児童の聴取時の録音、当該児童のビデオメッセージ、当該児童作成のイラスト及び手紙、診断書、診療録の一部、当該児童母親のメモ等の精査を行った。

- ③ 当該児童1学年時の担任教諭からの聴取
令和4年9月15日に聴き取りを行い、その後、補足的に確認を行った。
- ④ 当該児童1学年時の養護教諭からの聴取
令和4年9月15日聴き取りを行った。
- ⑤ 令和3年度いじめ対策担当教諭からの聴取
令和5年4月27日、聴き取りを行った。
- ⑥ 当該児童1学年時の校長からの聴取
令和5年6月28日に聴き取りを行った。
- ⑦ 関係児童（関係児童8名中3名）及び関係児童以外の児童2名からの聴取

調査委員会は、関係児童8名及び関係児童以外の児童2名（令和3年12月15日の件について見聞きした可能性がある児童と本件以前に当該児童と関わりがあった児童）に対し、調査のために聴き取りを行いたい旨を申入れた。

その結果、関係児童8名中3名が聴取に応じ、令和5年3月にそれぞれ聴取を行った。

また、その後、同年6月に上記の関係児童以外の児童2名（12月15日の件につき見聞きした可能性がある児童と本件以前に当該児童と関わりがあった児童）からもそれぞれ聴取した。

なお、関係児童及びその他児童からの聴取を実施したのは、調査委員会の設置から9か月以上が経過した段階であった。これは、調査委員会設置時点で既に相当の時間が経過しており、その間に前記のとおり既に学校による複数回の聴き取りが行われていたこと、これとは別に警察による聴取もあったことで心理的負担を訴えている家庭もあったことなどから、調査委員会が改めて聴取を実施することについては慎重に検討し、他の記録を精査した上で最終的に判断をしたためであるが、時間の経過により当時の記憶が薄れてしまった可能性は否定できない。

- ⑧ 学校が実施した本件直後のクラスでのアンケート調査結果、学校作成の本件に関する報告書、令和3年12月15日以前に学校ないし仙台市により実施されたいじめに関するアンケート調査結果、本調査委員会設置前に代理人から提出された書面、その他関係資料一式の精査

これら資料一式には、上記アの調査委員会設置前に学校が行った調査の記録が含まれる。その中には、当時学校が警察から口頭で情

報提供を受けた内容も含まれる。なお、調査委員会としても改めて警察に情報提供を求めたが、新たな情報は得られなかった。

上記の調査を踏まえて、本調査委員会として認定した事実関係及び重大事態に至った経緯や学校対応の問題点等は第2に記載のとおりである。

第2 本件重大事態に関する事実関係

1 前提となる事実関係

令和3年当時、本小学校の1年生は[]クラスで編成されていた。

当該児童は[]に在籍しており、同クラスの在籍児童数は30名、[]教諭が担任をしていた（以下、「担任教諭」という）。担任教諭によれば、クラス内で特に仲良しグループのようなものはなく、当該児童も仲の良い児童は複数おり、その時々で違う児童と遊んでいた。

当該児童の保護者によれば、当該児童の[]であり、当該児童も[]

[]と認識していた。

当該児童は、[]

[]学校を欠席した。それ以外の本件以前の欠席日数は、同年4月に1日、6月に7日、11月に6日であった。担任教諭によれば、[]

[]した。

また、保健室の利用は同年6月に2回、7月に2回、11月に1回の合計5回であり、[]養護教諭（以下、「養護教諭」という。）によれば、利用回数は1年生としては特段多くないとのことである。

当該児童は、学校での困りごと（ジャンパー、体育着、消しゴムが無くなったこと等）があると保護者に話し、保護者からの連絡を受けて担任教諭がその都度対応していた。令和3年6月の職員会議では、ジャンパーの紛失や、当該児童の姿が一時見えなくなった件（休日に保護者と共にコーヒーショップにいた際に当該児童の姿が見えなくなり、3時間ほど探し回って見つけたこと等について、保護者から学校にも連絡があった。）について職員間でも共有していた。

保護者によれば、当該児童は、普段、本を讀んだり、絵を描いたりすることが好きな、どちらかといえば内向的な性格であり、本学校においても、休み時間は図書室で過ごしていた。また、担任教諭によれば、休み時間な

どの過ごし方について、当該児童は、教室内で、お絵描きをしたり、担任教諭と自作の絵本を交換したり、当時はやっていた「消しバト（消しゴムバトル）」をすることもあったし、外で鬼ごっこをしていることもあった。令和3年12月に■■■と■■■が交流する行事として、■■■から「けいどろ」をする提案があり、担任教諭は、同年12月初旬の体育の時間に2回ほど「けいどろ」遊びのルールを教え、一緒に遊んだ。担任教諭によれば、このとき当該児童や関係児童も参加し、楽しんでいた様子であった。これ以降、児童が休み時間に「けいどろ」やそれに類する犯人を捕まえる遊びをしていた可能性があるが、今回の調査では詳細は分からなかった。

■■■は普段は教室のある1階で過ごすように指導されていたが、同年12月6日から同月17日にかけては「■■■」という行事に参加するため、2階、3階にも行ってよいとされていた。

令和3年6月に実施された学校独自のいじめアンケート（「■■■アンケート」。児童が学校で回答を作成し提出するもの）については、当該児童は実施時に学校を欠席しており回答がなかった。同年11月に実施された「仙台市いじめ実態把握調査」におけるアンケート（児童が自宅に持ち帰り、保護者と一緒に回答を作成し、学校に提出するもの）においては、「誰かからいじめられたことや（中略）されて嫌だなと感じたことがありますか。」との質問に対し、当該児童は「ない」に丸を付けており、「いじめたことがあるか、あるいはいじめを見聞きしたことがあるか」との旨の質問に対しても、いずれも「ない」に丸を付けていた。また、当該児童の保護者に対しても、本件以前には、当該児童からいじめの被害の訴えはなかったとのことである。

当該児童の保護者によれば、当該児童は、もともとは学校が好きで、楽しく学校に通っていた。当該児童自身も令和4年3月に担任教諭に宛てたメッセージの中で、「ぼくはがっこうはだいすき。」などと話している。

2 当該児童の訴えの内容

当該児童（当該児童作成のイラストや手紙、録画メッセージ含む）及び当該児童保護者からの訴えの概要は次のとおりである。

(1) 令和3年12月15日の複数児童からの暴行及び暴言

ア 暴行及び暴言の内容

令和3年12月15日（水）昼休み中、当該児童は、同じクラスに在籍する8名の児童（以下、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」、「F」、「G」、「H」という。前記の「関係児童」とはこの8名を指す。）から暴行や暴言等を受けた。8名の内1名は見張り役だった。なお、当初、

9名から暴行等を受けたとして申告があり、後述する医療記録にも「9名」との記載があるが、そのうち1名は誰を指しているかが特定できず、最終的に特定できたのは上記8名である。

当該児童は、Eから手を引っ張られて廊下に連れていかれ、Eから背中に乗られた。「やだ」と言ったが、EやFからまだされた。Eに手を、Cに足をつかまれて運ばれ、階段を連れていかれたり、手と足を持たれてぶらぶらとされ、鐘つきのようにガンガンと頭をぶつけられるなどした。

3階について、CとEにトイレに投げ飛ばされた。押されたり、トイレの床に顎をぶつけられた。

FやGなど児童複数名から、胸（心臓の位置）を複数回殴られる、急所（股間）を複数回殴られる、蹴られる、腰や背中、下腹部を蹴られる、頭部、四肢、急所も含めを多数回殴られる、叩かれる暴行を受けた。

また、CやDに首を絞められる暴行を受けた。

暴行を受けた際、Fに「心臓まだ動いている」、「心臓まだ動いているから止めろ」、「心臓止めろ、止めろ」などと言われた。また、Fに「殺す」「先生に言ったら殺す」と言われた。

当該児童は「やめろやめろ」、「やだやだ」などと言ったが、児童らは止めなかった。

イ 上記暴行及び暴言を保護者が把握した経緯

同日の夕方、自宅にて、母親が、当該児童が足を引きずっているのを見てどうしたのか尋ねたが、当該児童は答えなかった。その後、シャワーを浴びて19時頃に夕食を食べようとした際、当該児童から「頭が痛い」との訴えと、えずくような様子があり、吐き気があるようだった。母親がどうしたのか尋ねると、「ぶつけた」との話があった。

そこで、保護者が[]に連れて行ったが、医師より頭部CTを撮った方が良いとされ、[]病院に救急車で搬送された。搬送中の救急車の中で、当該児童から初めて「叩かれた」との話があった。救急カードの記録によれば、右頭部、右膝部、股間の痛みを訴えていた。

[]病院では、診療記録によれば、当該児童から、小学校で9名から暴力を受けた（具体的には頭部、四肢、陰部などを殴り、蹴られる、トイレに投げ込まれるなどした）旨の説明があった。医師の診断により、下唇に発赤と膨張、右頭部に2cm程の血腫、右上肢に複

数の発赤が認められ、全身打撲の診断となった。陰部に発赤や膨張、出血は認められなかった。両膝関節に自発痛と圧痛が認められた。頭部CTを施行し、明らかな頭蓋内出血や骨折は認められなかった。入院はせず帰宅した。

ウ 上記暴行及び暴言による被害とその後の様子

当該児童は、同月16日及び17日も病院を受診し、全身打撲、急性ストレス反応疑いと診断された。診断書（ 病院の 医師（小児科医））によれば、12月15日受傷、下肢の疼痛と歩行障害あり、また、全治は受傷後4週間の見込みであった。また、今後の経過によってはカウンセリングを要するとされた。

当該児童保護者によれば、当該児童は、「僕言っちゃったから殺されるんだ」と泣いて怯えるなどして、翌日（16日）以降、登校できない状態が続いた。また、学校と保護者との協議の状況が当該児童の耳にも入ると、「なんで誰も信じてくれないのかな」と落ち込んでいる。

令和4年2月1日まで の病院での診察及びカウンセリングを受け、その後、 医師による での診察、カウンセリングを受けた。親子で した際には、 による診察を受けた。2022（令和4）年9月9日付の 医師（小児精神科医）による診断では、心的外傷後ストレス障害を思わせる症状を呈しており、学校恐怖症と結びついた悪夢、再現、不安感、逃避反応を示しているなどと診断されている。

(2) 上記暴行及び暴言以外の件

当該児童保護者によれば、令和3年12月15日以前にも、学校で、ジャンパーが無くなったり、消しゴムが無くなったりしたことがあった。

また、当該児童の保護者や代理人が当該児童から話を聞いた際には、「遊びたくないのに遊びに入れられちゃうんだよ」とも述べていた。このことを踏まえ、当該児童保護者は、本件以前からいじめ等があった可能性があるため、12月15日以前の出来事や学校での人間関係についても併せて調査してほしいと希望された。

(3) 学校の対応について

当該児童保護者からは、本件発生後の当時の 校長（以下、当時の校長のことを「校長」という。）及び 教頭（以下、当時の教頭のことを「教頭」という。）の対応に問題があり、当該児童の受傷状況を疑うような発言をしたり、学校の調査（聞き取り）結果を伝えな

かったり、重大事態としての調査をなかなか開始せず、また、事実を隠蔽して市教委に報告したことが疑われるため、これらの対応の不備や責任についても検討してほしいとの希望があった。

3 調査の結果確認できた事実関係

(1) 被害申告内容に関する事実関係

上記当該児童からの被害申告内容に加え、学校による調査及び本調査委員会による調査により把握した内容を踏まえて、本調査委員会としては以下の事実の有無について検討した。その上で、確認した事実について、後記(2)において、それがいじめに該当するか否かを検討した。

なお、前述のとおり、調査委員会は、当該児童本人からの聞き取りは実施できていないため、当該児童の認識している事実等については、当該児童が作成したイラストと説明文、令和3年12月21日及び令和4年1月16日に代理人弁護士が当該児童と面会した際の録音内容、当該児童保護者や代理人を通して得られた情報、説明、当時の校長、当時の教頭及び担任教諭が令和3年12月16日に当該児童に面会した際の記録から確認するほかなく、それ以上の詳細については確認ができなかった。

また、関係児童からの聴取に関しても、調査委員会が聴取を実施できたのは、関係児童8名のうち3名のみであり、その他に、関係児童とはされていない同クラスの児童2名から聴取した。

したがって、以下の事実関係は、あくまでもこのような限られた調査結果、情報に基づくものであり、限界があるものであることを付言する。

また、事実関係の調査は、事実関係を明らかにすることで、重大事態への適切な対処(重大事態の解消や学校復帰の支援)及び再発防止に資することを目的として行われたものであり、事実の確認もその目的を念頭に行ったものであって、法的責任の追及を目的としたものではない。

I 令和3年12月15日の件

ア 当該児童を追いかけた行為及びその経緯

学校の調査や関係児童によれば、令和3年12月15日の昼休み(13時10分頃から13時30分までの間)に、AないしHの8名の児童が、校舎の1階及び2階の廊下や階段で、それぞれ当該児童を追いかけた。また、関係児童8名とは別の児童(以下、「I」という。)も一時その場に混ざっていたが、I自身が逃げたり、教室と廊下を行き来するなどして一場面しか見ておらず、またI自身は当該児童を追いかける

などはしていない。

このような状況が生じた経緯については、当該児童と関係児童の認識に相違が大きく、本調査委員会の調査によっては正確な状況の確認はできなかった。各児童の説明は以下のとおりである。

当該児童は、同人が作成したイラストと説明文において、当該児童の意に反してEから手を引っ張られて廊下に連れていかれた旨を説明している。

Eの認識はこれとは異なっており、AやCから「助けて」と言われて当該児童を追いかける行為に加わった、そして、周りの児童にも「まざって」などと声をかけたと説明している。

Cは、当該児童がCを廊下に引っ張って行って鬼ごっこを始めようとしたと思ったので、Aや周囲の児童に冗談で「助けて」と言ったのが始まりであると説明している。

Aは、Cに誘われて混ざった、Cから助けを求められたので助けに行った旨説明している。

Bは、Fから「捕まえて」と声をかけられて参加したと説明している。

Dは、誰かが、Cが当該児童に襲われている、と言ったので助けに入った旨説明している。

Fは、Cと当該児童が追いかけて合っているのを見た、Eから「はんにんは当該児童くん」と言われたので、当該児童を捕まえようと参加したと説明している。

Gは、追いかけてっこをしているのを見て、「混ぜて」と言って加わったと説明している。

Hは、途中からゲームにまざったと説明している。

なお、当該児童を追いかけたことについての関係児童の説明は、「犯人を捕まえろという遊び」をしていたとか、「Cが（冗談で）助けを求めたから助けようとして参加した」とか、「誘われたからまざった」など様々であり、調査を経ても、関係児童8名に統一的な認識があったことは確認できなかった。いずれにしても8名は遊びのつもりで当該児童を追いかける行為に参加した旨を話している。

以上のとおり、関係児童8名が当該児童を追いかける状況に至った経緯、特に最初のきっかけについては、各人の認識の相違が大きく、正確な状況の確認はできなかった。ただし、少なくとも、8名の児童が、校舎の1階及び2階の廊下や階段で、それぞれ当該児童を追いかけた事実は認められる。また、後述のとおり、どこかの場面でEが当該児童の手を掴んだ状況はある。

また、複数の児童の説明によれば、どこかのタイミングで、当該児童がCを追いかけた場面も存在すると考えられた。ただし、全体としては、当該児童が、ほぼ一方的に8名の児童から追いかけられ、捕まえられる展開となっていた。

イ 当該児童を捕まえる行為

関係児童が当該児童を追いかける中で、そのうち複数の児童が、時系列は特定できないが、それぞれのタイミングで、当該児童の手や肩や足をつかんで捕まえたり、手を広げて当該児童の行き先をふさいだりした。

このうち児童や場所等を特定できるものとしては、Bはどこかの場面で当該児童を捕まえ、その後、逃げた当該児童を1階保健室付近で再度捕まえ、手首を掴んだ。

Dは、1階■■■■トイレ前で当該児童を捕まえた。また、それとは別に1階廊下つきあたりでも当該児童を捕まえ、肩を押さえた。

Eは、1階で当該児童を捕まえたが、当該児童は逃げて2階に行った。その後、また当該児童が1階に来たのでEは再度当該児童を捕まえた。そのうちどちらかについては、場所は廊下つきあたりであり、Eは当該児童を捕まえた際に当該児童の手を掴んだ。

Gも、当該児童を捕まえ、捕まえるときに当該児童の手を掴んだ。

Aもどこかの場面で当該児童を捕まえた。

EとGは、EとGによれば「Cを守るため」との理由であるが、手を広げて「バリア」し、当該児童の行く手をふさいだ。

また、当該児童が逃げても、再度追いかけられ、捕まえられるということが複数回あった。

また、当該児童を捕まえた際に、関係児童のうち4名が同時に当該児童の手足を掴むなどして当該児童を押さえた場面が少なくとも一回以上あった。ただし、どの児童が行ったのかは、学校に残る記録上、記載されているメンバーが少しずつ異なり、それが異なる場面を指すのか、同一の場面で記憶違いなのかが判然としないため、特定できなかった。

ウ 見張る行為

関係児童のうち複数名は、1階PTA室前、1階■■■■階段下の狭い場所、1年少人数室の奥などを「犯人を捕まえろ」における「牢屋」として、捕まえた当該児童をそこに連れて行き、留めおこうとした。ただし、前記のとおりそもそも当該児童を追いかけることに関する認識が8名の中でも共通ではなかったため、「牢屋」が設定されていることを知らな

い関係児童もいた。

「牢屋」は上記のとおり3カ所ほどあったとのことであり、いずれも1階の廊下の一部であり、部屋の中などではない。

これらの「牢屋」などにおいて、関係児童の一部（B及びG）は、捕まえた当該児童が逃げないように見張りをした。

一方、当該児童からは、Bが、後述する当該児童に対する暴行等が先生に見つからないように見張りをしていた旨の訴えがある。当該児童は、見張りをしていた児童に「まだ先生来てないぞ」と言われたと記憶している。

しかし、学校の調査に対し、Bは、当該児童が逃げないように見張っていたが脱走した、との説明をしている。また、上記発言の有無については確認ができなかった。Gも、当該児童が「牢屋」から逃げないように見張っていた旨説明している。上記発言（「まだ先生来てないぞ」）があったとしても、当該児童が受け止めたような「先生に見つからないように見張りをしていた」ことを示す可能性のほかに、本件行為が昼休み時間の終了間際に行われていたことや、他の児童が一回教室に戻り時間を見て、「時間だから終わりだよ」と声をかけた等の情報も踏まえると、「まだ先生は教室に来ていない」との意味であった可能性もある。その他にも先生に見つからないように見張っていたとの情報はなく、Bが、当該児童が述べるような趣旨で見張りをしていた事実は確認できなかった。

もっとも、自分ひとりが追いかけられ、叩かれるなどの暴力も振るわれている状況の中で上記発言を聞いたとすれば、当該児童としては、先生に見つからないように見張られていると感じたのは自然なことであり、また、当該発言により更に恐怖を感じたと考えられる。

エ 暴力をふるう行為

上記のように、当該児童を追いかけ、捕まえるなどする行為の中で、時系列は特定できなかったが、どこかの場面で以下のような行為も行われた。

①Cが、輪ゴムを飛ばせる割り箸鉄砲で、当該児童を撃った（輪ゴムを飛ばした）。

この割り箸鉄砲は、担任教諭によれば、授業で作ったものではないので、自宅から遊ぶために持ってきたものではないか、とのことである。

②Eが、1階少人数教室前廊下から■■■■トイレ前にかけての廊下で、当該児童の頭を工作用の空き箱で2、3回叩いた。

この「空き箱」とは、アーモンドチョコレートが入っているような薄い小さな箱（約9cm×約15cm程度）であり、図工の時間などで使用できるように集めていたものの一つで、袋に入れて少人数教室前の廊下のフックに掛けてあったものであった。

③Dが、当該児童の体のどこかをグーで複数回叩いた。

④Eが、当該児童の手を3回ほど叩いた。

⑤Fが、当該児童の肩付近を空のペットボトルで複数回叩いた。

このペットボトルは、お茶が入っていた2リットルのペットボトルであり、これも図工の時間などに使用できるように少人数教室前の袋に入れていたものであった。

⑥Gが、当該児童の体のどこかを5回くらいパンチした。

⑦EとGが、二人で当該児童を1m未満引っ張った。

⑧上記⑦のほかにも、複数児童（3名または4名であるが、説明者によりメンバーが異なり、特定はできなかった。）が、1階少人数教室前の廊下を、当該児童の手足を持って、当該児童を引きずった。

なお、引きずった場面は、1階及び2階で目撃されているが、これが上記⑦及び本行為を指すのか、あるいはこれら以外にも、引きずった場面があるのかは不明である。

以上のほかに、当該児童からは次のような被害の申告があったが、事実の確認はできなかった。

⑨トイレに投げ込まれた、トイレの中で押された、などの点

当該児童からは、「押されたせいでトイレに入りそうになった」「ぼくをトイレに押して、押さえられた」（令和3年12月21日録音）、「トイレになげとぼした」（イラストと説明文）、などの被害の訴えがある。

しかし、関係児童は、トイレの中に投げ込んだことも、トイレの中に入ったこと自体も否定しており、また目撃情報などもなかった。

当該児童の上記12月21日の録音内容も、「押されてもう少しでトイレに入りそうになった」と述べているが、これが廊下からトイレの空間（便所）の中に入りそうになったという意味なのか、それともトイレの空間内において便器の中に入りそうになったという意味なのかははっきりしなかった。また、このとき述べた「押された」出来事と、イラストで記載している「トイレになげとぼした」出来事が同一のことを指しているのかも判然としなかった。

当該児童は、12月15日当日に救急車で搬送されたときからトイレに投げ込まれたとの被害を継続して訴えている。

また、1階■■■■トイレ前で、当該児童が捕まえられたり、上記④⑤のような暴力が振るわれた事実はあり、トイレ前付近で複数児童との身体の接触があったことが認められる。

ただし、具体的な状況の特定ができず、本調査委員会としては事実は確認できなかった。

⑩廊下でEから背中に乗られた、との点

当該児童からは、廊下でEから背中に乗られた、との訴えがあったが、Eはこれを否定している。調査委員会による関係児童の聴取の中では、「誰か上に乗ってた気がする」との話もあったが、調査委員会による聴取は本件から1年半が経過した時期に行われたものであり、また、上記話をした児童としても、誰かが乗っていたかどうか、それが誰なのかについて明確な記憶があるわけではなかった。その他に情報はなく、Eが背中に乗ったとの事実は確認できなかった。

⑪Eに手を、Fに足をつかまれて運ばれ、階段を連れていかれたり、手と足を持たれてぶらぶらとされ、鐘つきのようにガンガンと頭をぶつけられるなどした、との点

上記⑦⑧のとおり、複数の児童で当該児童の体を引きずったことが認められるが、さらに、手足をつかまれた状態で階段を運ばれたり、手足をもたれてぶらぶらとされ、鐘撞のように頭をぶつけられた、との点については、当該児童のイラストとその説明のほかには、これを裏付ける情報はなく、調査委員会が聴取した関係児童はこれを否定しており、当該事実を確認することはできなかった。

⑫CやGからペニスを蹴られた、叩かれたとの点

当該児童の母親が当該児童から聞き取ったメモによれば、CやGからペニスを蹴られた、叩かれたとの訴えがある。

しかし、CやGやその他の関係児童も含め、このような行為をしたとの話や目撃情報はなく、誰かが意図的に陰部を蹴ったり叩いたりしたとの事実は確認できなかった。

もっとも、当該児童は12月15日当日に救急車で搬送されたときからこの点を一貫して訴えており、当該児童の訴えの信用性は高いと言える。また、上記のとおり複数の児童が当該児童を捕まえて逃がさないように手足を抑えたり、その中で上記のような暴力を振るった状況があることからすると、陰部にも手や足が当たり、当該児童が痛みや屈辱を感じた可能性は十分にある。

⑬首を絞められた、との点

当該児童の保護者による聴き取りによれば、当該児童からは、首も絞

められたとの被害の訴えがある。

しかし、関係児童8名からは、そのような行為をしたとの話はなく、また目撃情報もなかった。

「首をしめられた」との訴えからは、故意に首を絞める行為のほかに、複数の児童が、当該児童を捕まえ、逃げないように身体を抑えようとした状況からすると、その中で首を絞められたような体勢になった可能性（もみ合う際にヘッドロックのような形になる等）もある。

もっとも、判断材料が乏しく、当調査委員会としてはいずれの判断にも至らなかった。

- ⑭ 「心臓まだ動いている」、「心臓まだ動いているから止めろ」、「心臓止めろ、止めろ」などと言われた（そう言われながら胸を叩かれた）、との点

当該児童の保護者による聴き取りによれば、当該児童からは、暴行を受けた際、誰かから「心臓まだ動いている」、「心臓まだ動いているから止めろ」、「心臓止めろ、止めろ」などと言われながら、胸を叩かれたとの訴えがある。

一方、関係児童は、いずれもこのような発言、行為をしたことを否定しており、また、誰かが言っているのを聞いたなどの情報もなかった。本調査委員会としては、情報、判断材料が乏しいため、事実は確認できなかった。

- ⑮ 「殺す」「先生に言ったら殺す」と言われた、との点

同様に、当該児童からは、「殺す」「先生に言ったら殺す」と言われたとの訴えがある。

しかし、関係児童8名は、いずれもこのような発言を否定している。時間が経過してから、Iがこのような発言をしたのを聞いたとの情報提供はあったが、詳細が不明で、当該児童が訴える状況とも異なっており、また、Iは当該児童から加害児童として名前が挙げられていない。本調査委員会としては、情報、判断材料が乏しく、事実は確認できなかった。

II 令和3年12月15日以前について

ア 当該児童の私物が無くなったこと

当該児童の保護者によれば、令和3年12月15日以前に、学校で、ジャンパーが無くなったり、机から消しゴムを落とされて無くなったことがあった。

調査の結果、連絡帳における当該児童保護者と担任教諭とのやり取りによれば、同年5月24日か25日頃に、当該児童の保護者から、当該

児童が来ていたトミーフィルガーの赤色のジャンパーが学校で無くなったとの話があり、学校で探したが見つからなかったことがあった。

これについては、当該児童のジャンパーが紛失した事実が認められるが、どこで、どのような状況で無くなったのか、単独での紛失なのか、第三者が関与しているのかなどは不明であった。

また、同時期、体操着の長ズボンも無くなったとの話があったが、探したところ隣の席の児童の袋に入っているのが見つかったとのことである。また、同年6月5日頃、保護者から体操着（半袖上衣）が無くなったとの話があったが、当該児童の机の中に入っていたのが見つかったとのことである。これらについては、紛失後ただちに隣の児童の袋、ないし当該児童の机の中に入っていたことが確認されており、当該児童以外の第三者が紛失に関与していることは確認されなかった。

また、連絡帳には、同年7月1日の給食の配膳を待っている間に、隣の児童と互いに叩き合う出来事があった旨が報告されている。担任教諭によれば、お互いにふざけて叩いていたとのことであり、調査委員会としては、当該児童からは状況を確認できておらず、隣の児童からの聞き取りでは、このような事実があったこと自体を覚えていないとのことであり、詳細は不明である。

また、同じく連絡帳の記載によれば、同年10月8日に、当該児童から、同クラスの児童に消しゴムを落とされてなくなってしまったとの話があったが、担任教諭が当該児童から聞き取ったところによれば、当該児童のランドセルが開かず、開けるのを手伝おうとしたところ、筆箱に当たって筆箱が落ちて中身が散乱してしまい、消しゴムが見つからなくなったようであるとの報告がなされている。第三者が故意に筆箱を落としたとか、消しゴムを紛失させたということは確認されなかった。

イ 無理やり遊びに入れられてしまう、普段の遊びの中で、タッチする場面で、パーンとパンチされる、などの点

同年12月21日の当該児童の話の録音内容によれば、嫌だと言ったのに遊びに混ぜられてしまう、いつも急に混ぜられてしまう、自分だけがいつも変なことをされる、「タッチするのにはパーン」「タッチするのにはパンチされる」、といった訴えがある。

また、調査委員会の聞き取り調査によれば、児童1名から、いつも当該児童だけが追いかける役で、他の皆で当該児童を追いかけていた旨の話もあった。しかし、これ以上に詳しい内容はなく、またこの児童1名のほかには、調査委員会の調査の中でこのような状況があったと話

す児童はおらず、その他の情報も得られなかった。ただし、調査委員会が聴き取りを実施できた児童は前記のとおり合計5名のみであり、その他の児童にはそもそも確認ができていない。

同年12月21日の当該児童の話（録音）では、この点を繰り返し訴えており、その話しぶりからしても真に苦痛を感じていた様子がうかがわれ、同年12月15日以前にも追いかけてこのような形をとって当該児童の意に反する行為が行われていた可能性は十分にある。

一方で、前記令和3年11月実施の仙台市によるいじめ実態把握調査のアンケート（児童が自宅に持ち帰り、保護者と一緒に回答を作成し、学校に提出するもの）には、当該児童から提出された回答には、いじめられたことや嫌だと感じたことは「ない」に丸が付けられていた。

本調査委員会としては、事実関係を判断できるだけの具体的情報は得られず、事実の確認はできなかった。

ウ あだ名で呼ばれたり笑われたりするとの情報について

この点は、当該児童やその保護者から「いじめ」を受けたとの訴えはないが、本調査委員会としては、事実関係の有無を検討したものである。

同年12月21日の当該児童の話の録音内容によれば、ある児童からいつも「 が来たぞ」と言われ、皆が笑う、との話もあった。

そこで、あだ名で呼ばれたり、それを皆で笑うなどの状況の有無も確認したが、担任教諭や調査委員会が聴取できた児童らからは、あだ名の存在も、笑われていた事実も確認できなかった。

エ 「漢字テストの点数が悪くいじめられた」旨の発言があったとの情報について

この点についても、当該児童やその保護者からの申告はないが、本調査委員会として事実関係の有無を検討したものである。

担任教諭によれば、同年12月20日に、担任教諭が自宅訪問した際、当該児童から、「僕の漢字テスト0点だから皆にいじめられた。皆に嫌われた。」との話があったとのことである。

そこで、本調査委員会としては、「漢字テストの点数が悪くいじめられた」といった事実の有無を調査したが、担任教諭によれば、漢字テストの点数は他の児童には分からないはずであり、これに関したいじめは把握していないとのことであった。また、調査委員会が聴取できた児童らからも、漢字テストにかかるいじめやその他のエピソード等は確認できなかった。

なお、12月20日の当該児童が上記発言をしたとの情報は、担任教諭の学校への報告に基づくものであり、当該児童には当該発言の有無を確認できておらず、当該児童の保護者もその場になかったため当該発言の有無を把握していない。

(2) いじめの該当性について

以上の事実関係につき、いじめの該当性について検討する。

ア 当該児童を追いかけ、捕まえた行為

前記(1) Iアのとおり、8名の児童が当該児童を追いかけ、捕まえた(手を掴んだり、肩を押さえたりしたことも含む)行為があるが、このような状況に至った経緯やきっかけについては、前記のとおり、当調査委員会としては事実関係を確認できなかった。また、当該児童からも、追いかけられたこと自体が苦痛であるとの訴えはなかった。そのため、調査委員会としては、追いかけてたり捕まえたりした行為が全ていじめに当たるかどうかは判断ができなかった。

ただし、当該児童が逃げても、再度追いかけられ、捕まえられるということが複数回繰り返され、追いかける役と追いかけられる役が交替することなく、ほぼ当該児童一人のみが一方的に追いかけられた段階に至っては、通常の追いかけっこや遊びのルールとは異なり、一般的な感覚に照らしても当該児童がその状況を楽しんでいたとは考えにくく、苦痛を感じていたことが推測される。

また、当該児童を捕まえた際に、関係児童のうち4名が同時に当該児童の手足を掴むなどして当該児童を押さえたことは、「捕まえる」行為としても行き過ぎであり、当該児童としては身動きが取れず苦痛を感じたと推測される。

したがって、最初のきっかけや経緯については不明なところがあるが、ほぼ当該児童のみが一方的に追いかけられ、捕まえられることが繰り返され、また、複数児童から同時に手足を押さえられるような状況に至った段階では、これら行為はいじめに該当する。

イ 「牢屋」に設定した場所で見張る行為

関係児童のうち複数名は、1階PTA室前、1階■■■■階段下の狭い場所、1年少人数室の奥などを「犯人を捕まえろ」における「牢屋」として、捕まえた当該児童をそこに連れて行き、留めおこうとした。これらの「牢屋」などにおいて、関係児童の一部(B及びG)は、捕まえた当該児童が逃げないように見張りをした。

このように「牢屋」に連れて行き見張る行為は、「犯人を捕まえろ」という遊びのルールの中での行為として、当該児童も同意して行っていたのであれば、当該児童が苦痛を受けるものではない。

しかし、当該児童は、当該児童の保護者に対し、「腕をつかまれてどこかの部屋に連れていかれた」と訴えていたり、「見張り」がいて「まだ先生来てないぞ」などと言われたことを「先生に見つからないよう見張っていた」と受け止めて、苦痛や恐怖を訴えている。そして当該児童がそのように苦痛や恐怖を感じたことは、前記のとおりほぼ当該児童のみが追いかけられ捕まえられる役割となっていたことからすれば、自然な感情であると言える。

したがって、これも追いかけて捕まえる行為と同様に、当該児童がそのような苦痛を感じるに至った段階では、双方合意の遊びのルールの中での行為ではなく、当該児童の心身に苦痛を与える行為であり、いじめに該当する。

なお、前記のとおり、関係児童の見張りの趣旨は、当該児童が捉えていた見張りとは異なり、関係児童としては見張りも含め遊びとしての認識しかなかった可能性がある。しかし、見張りを行った側がどのような意図であったとしても、見張りを立てる等の行為がその状況に照らしても当該児童の心身に苦痛を与えたことは事実であることから、法の定義に照らしいじめに該当する。

ウ 暴力行為

一連の行為の中で当該児童に対して行われた以下の暴力は、これにより当該児童が心身に苦痛を受けたと認められることから、いじめに該当する。

- ①Cが、輪ゴムを飛ばせる割り箸鉄砲で、当該児童を撃った（輪ゴムを飛ばした）。
- ②Eが、1階少人数教室前廊下から■■■■トイレ前にかけての廊下で、当該児童の頭を工作用の空き箱で2、3回叩いた。
- ③Dが、当該児童の体のどこかをグーで複数回叩いた。
- ④Eが、当該児童の手を3回ほど叩いた。
- ⑤Fが、当該児童の肩付近を空のペットボトルで複数回叩いた。
- ⑥Gが、当該児童の体のどこかを5回くらいパンチした。
- ⑦EとGが、二人で当該児童を1m未満引っ張った。
- ⑧上記⑦のほかにも、複数児童が、1階少人数教室前の廊下を、当該児童の手足を持って、当該児童を引きずった。

前記のとおり、当該児童は、令和3年12月15日夜に、 病院に搬送され、同病院の医師の診察により、「下唇に発赤と膨張」、「右頭部に2cm程の血腫」、「右上肢に複数の発赤」が認められ、「全身打撲」の診断となった。「初診時程度」としては「軽症（軽易で入院を要しないもの）」とされている。「両膝関節に自発痛と圧痛」が認められた。

翌16日、17日にも同病院を受診し、同月17日付で、「全身打撲」、「急性ストレス反応疑い」と診断された。診断書によれば、「12/15受傷、下肢の疼痛と歩行障害あり」とされ、また、「全治は受傷後4週間の見込み」であった。また、「今後の経過によってはカウンセリングを要する」とされた。

これら全身打撲や急性ストレス反応疑いの症状については、医師の診断や、認知した事実関係からすれば、12月15日の学校での上記暴行によるものとするのが合理的である。怪我の程度としては軽症とされているが、下唇の発赤や膨張、頭部の血腫、右上肢に複数の発赤が認められる程度の暴力を複数名から受けた際の当該児童の苦痛や恐怖は大きかったと推測される。

また、その後、2022（令和4）年9月9日には、
 医師（小児精神科医）により、「心的外傷後ストレス障害を思わせる症状を呈しており、学校恐怖症と結びついた悪夢、再現、不安感のほか、学友からいじめを受け苦しんだ場所に対し逃避反応を示しているなどと診断されている。

エ まとめ

以上のとおり、当調査委員会として事実を確認できた範囲でも、令和3年12月15日、児童8名で、ほぼ当該児童のみを一方向的に追いかけ、繰返し捕まえた行為、複数児童が同時に手足を押さえた行為、「牢屋」と設定した場所で見張りを立てた行為、複数の児童がそれぞれ、割り箸鉄砲で撃ったり、工作用の空き箱で頭を2、3回叩いたり、体のどこかをグーで複数回叩いたり、手を3回ほど叩いたり、肩付近を空のペットボトルで複数回叩いたり、体のどこかを5回くらいパンチしたり、複数の児童で当該児童の手足を持ち引っ張ったり引きずった行為はいじめに該当する。

そして、当該児童のみがターゲットとなり、複数名から暴力を受けたことによる苦痛、恐怖、屈辱感は大きかったと思われる。

なお、記録によれば、12月15日昼休み後の授業中に当該児童が痛みを訴えるなどの様子はなく、下校時も関係児童の一部を含む6名と一

緒に帰宅し特段変わった様子はなかったとのことである。しかし、これをもって、いじめによる怪我や苦痛の程度が深刻ではないと捉えるのは誤りである。

まず、一般論として、いじめを行った児童が同じ空間にいる状況で、いじめの被害を訴えることは困難である。また、いじめ行為の後、強い緊張が続き、痛みや感情が意識に上らない状態となることもある。いじめを行った児童と、普段通り関わり、振る舞う姿も、いじめを受けた児童にはよく見られるものである。いじめを受けた児童自身において、いじめを受けた事実をすぐには受け入れがたい心理が働くこともある。いずれにしても、本件いじめ後の被害児童の様子をもって、いじめによる苦痛が小さいとは言えない。

帰宅後に安心して緊張が緩み、痛みの感覚や感情が戻り、急性ストレス反応と疑われる症状が心身に表れたと考えられ、これにより保護者がいつもと違う児童の様子に気づき、受診に至ったと考えられる。

また、上記では事実の確認はできなかったものの、当該児童は、いじめを受けた際、「言ったら殺す」と言われたと記憶しており、そのような当該児童自身の認識、記憶からすれば、当該児童がいじめの被害を打ち明けることに強い心理的抵抗と恐怖を感じていたことは明らかである。

4 学校の対応

(1) 本学校のいじめ等対応体制

ア 学校いじめ防止基本方針・重大事態対応方針

本学校は、いじめ防止対策推進法13条及び仙台市いじめの防止等に関する条例第11条に基づき、「仙台市立[]小学校いじめ防止基本方針」を策定している（平成27年4月1日策定、令和元年8月1日最終改定）（以下「学校基本方針」という。）。また、条例27条に基づき、重大事態の対応方針を定めている。

イ 学校いじめ防止等対策委員会

また、同法22条及び同条例14条に基づき、「仙台市[]小学校いじめ防止等対策委員会」を設置している。

同委員会の構成は、上記学校基本方針により、基本的に校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、不登校支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員等により構成され、必要に応じ他の教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家も参画させるなど校長が実情に応じて定めるものとされている。

また、同委員会は、学校基本方針に基づく取組の具体的な年間推進計画の策定や、いじめ防止等のための対策の企画、実施または承認、いじめの相談・通報窓口、いじめの事案が発生した場合の対処等を担うこととされている。

ウ 学校いじめ調査委員会

学校基本方針によれば、あらかじめ校長が「 小学校いじめ調査委員会設置要綱」を定め、法28条第1項のいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は「いじめ防止等対策委員会を母体とし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立 小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行うこととされている。

エ いじめ防止等に向けた年間推進計画

学校基本方針に基づき、学校では、いじめ防止等に向けた年間推進計画を立てており、同計画に基づき、令和3年度には具体的に次のようないじめ防止等のための取組が行われた。

(ア) いじめの未然防止に向けた取組

- i 同年4月5日、いじめ防止等対策委員会を開き、「 小学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の取組を推進していくことを確認し、下記の内容について検討した。
 - ①いじめ対策に関連する教職員の役割
 - ②いじめ防止等に向けた年間の推進計画
 - ③いじめ・不登校への対応
 - ④いじめアンケートについて
 - ⑤きずなキャンペーンについて
- ii 同年4月19日、職員会議において、校長がいじめ対策ハンドブックを活用し、上記①～⑤の内容について全教職員への周知を図った。また、全教職員が、「いじめ防止等対策の徹底に向けたチェックシート」を用い基本事項の確認を行った。
- iii 「きずなキャンペーン」を年2回実施した。
 - ① 春のきずなキャンペーン「きずな宣言カード」を掲示（児童によるスローガン放送の実施）
 - ② 秋のきずなキャンペーン「きずなを深める活動」の実施（他学年との交流遊び）その他、「学校だより」や朝会等における校長の講話により、児童や保護者に対しいじめに対する意識の啓発等を行った。

iv 教職員の研修について、

- ① 各担当者が仙台市教育委員会主催の研修会等を受け、必要に応じて伝講していた。
- ② 校内研修において、弁護士や講師を学校に招いての研修会は実施していなかった。

(イ) いじめの早期発見・早期対応に向けた取組

i 「いじめアンケート」を年3回実施した。アンケート実施後は、個別に聴き取りを行い、保護者へ連絡した。

① ■■■■■ アンケート1 (学校独自)

令和3年6月9日～6月11日に実施

当該児童は欠席したため、回答を提出していない。

② 全市一斉アンケート (仙台市)

同年11月中に実施

当該児童の回答は前記のとおりである。

なお、他の児童の回答の中に、関係児童のうち1名から「蹴られた」との記載があったが、これに対しては担任教諭が話を聞き、蹴った児童に対し指導し、その保護者にも連絡をするなどの対応をした。その後は問題は確認されていない。

③ ■■■■■ アンケート2 (学校独自)

令和4年1月25日～1月29日に実施

当該児童は登校できておらず、回答していない。

ii 各月の職員会議において、検討事項の共有を図った。

当該児童に関する事項としては、令和3年6月21日の職員会議において、ジャンパー紛失の件、当該児童が行方不明となり捜索した件について情報共有をした。

また、令和4年1月17日の職員会議では、令和3年12月15日発生のいじめ事案について情報共有した。

iii 相談窓口の案内

令和3年5月14日、本学校のウェブサイト上で、文部科学大臣のメッセージや子どものSOSダイヤル等の相談窓口が掲載された文部科学省のウェブサイトへのリンクを張り、学校以外の相談窓口について周知した。

(ウ) いじめ事案への対応

聴き取りシートや対応のチェックリストは用意されていたが、本件以外の具体的事案においても、それらの活用や複数の教員での聴き取りは、徹底されていなかった。

(2) 令和3年12月15日のいじめ後の学校の対応

ア 把握直後の対応

同年12月16日午前7時30分頃、当該児童の父親から学校に電話があり、教頭が対応した。父親からの「当該児童が9名から暴行を受けた」旨の連絡を受け、同日午前8時25分頃、校長、担任教諭が自宅を訪問し、自宅にて、当該児童及び当該児童の両親から話を聞いた。

当該児童及び両親の話を受けて、学校は12月15日の件をいじめ事案として認知し、校長は、同日(12月16日)、仙台市教育委員会(教育相談課)に第一報を報告した。教育相談課からは本事案に係る事実確認を進めるよう助言があった。なお、その後も、学校と教育相談課とは随時連絡を取り合っており、学校から報告がなされ、これに対し教育相談課から、事実関係について不明な点を確認し整理すること、いじめ防止等対策委員会等で今後の方針を検討し当該児童保護者に示すことなどについて、助言、指導がなされた。

担任教諭は、3校時にクラス全員に、「昨日の昼休み、だれとどんな遊びをしたか、くわしくおしえてください」というアンケートを取った。

担任教諭は、4校時には、アンケート回答を基に、本件に関係したと思われる8名の関係児童から一人ずつ話を聞いた。

さらに、担任教諭は、放課後、関係児童8名を一堂に集めて、どのような状況だったかを8名から同時に聞き取った。

その頃、教頭から担任教諭に対し、本日警察が来校することになったため取り急ぎ事実関係をまとめるようにとの指示があった。

担任教諭は、クラス全体に対し、遊びの中でもやっていいことといけないことについて全体指導をし、放課後には関係児童8名に対して再度指導した。

同日午後3時半頃、■■■■警察署生活安全課から3名が、被害届を受理したとして、来校した。担任教諭は、同時点での関係児童からの聴き取りの結果を警察に伝えた。

午後5時頃、父親から、脳に異常はなかったが、まだ検査中であり場合によっては入院するかもしれない旨の報告を受けた。

校長から、学校が今日把握した事実として、『「はんにんをつかまえろ』という遊びの中のできごとであった。遊びの延長とはいえ、たたき合いや手足をつかむ行為は行き過ぎである。校長と担任が関係児童に指導した。」などと説明した。これに対し、父親から、「遊びの延長なら集団で暴行していいのか」などの言葉があった。

その後再度父親から連絡があり、入院はせず帰宅することになったこと、

明日も検査結果を聞きに病院に行く予定であることなどの報告があった。これに対し、校長は、当該児童の体は何より心配だと伝えつつも、再び、「遊び方について、行き過ぎがあったことは問題なので、そこについては指導した。『はんにんをつかまえる』『けいどろ』のような遊びは子どもたちの中ではよく行われているポピュラーな遊びだ」などと説明した。これに対し父親から、「死に至るかもしれないような遊びが、学校でいうポピュラーなのですか。」「学校内での遊びの延長で誰かがもし死んだら、誰が責任を取るのですか。」などの言葉があった。

イ 事実関係の調査の経緯

その後の学校による事実関係の調査は以下のように行われた。

(ア) 学校は、当該児童本人からの再度の聴き取りを申し入れたが、実現しなかった。

当該児童の保護者及び代理人弁護士とは、令和4年1月7日及び同年2月9日に面談し、事実関係についても追加の情報提供を受けるなどしている。2月9日の面談の際には、当該児童が作成したイラストにより、新たな被害申告内容が把握されたが、この時点で学校はこれらイラストの提出は受けていない。その後、電話等により随時代理人から情報提供を受けている。

(イ) 関係児童については、令和3年12月21日に、教頭と担任教諭の2名で、関係児童8名のうち4名から再度聴き取りを行った。同日、残る4名についても、担任教諭が聴き取りを行った。

同年12月22日、担任教諭が■■■■の朝の会において、「先週の水曜日、当該児童は5時間目怪我をしていたか」などと児童らに聞き、当日一緒に帰宅した児童やその他当日の出来事について再度確認した。

令和4年1月6日、教育相談課からは、これまでの学校対応の方向を踏まえて、関係児童8名のほかにその場にいたとされるIからも聴き取りを行うよう指導があったが、Iの聴き取りが実施されたかどうか定かでない（記録は残っておらず、聴取を実施したか否かの教職員の記憶もあいまいである。）。

同年2月22日、教頭と担任教諭にて、関係児童のうち7名から、7名同時に再度聴き取りを行った。

ウ 関係児童に対する指導等

担任教諭からは、令和3年12月16日及び12月21日の関係児童からの聴き取りの際に、併せて注意を行った。

また、同年12月17日、校長は、■■■■の教室で次の3点を指導した。

- ①校舎内で走ったり追いかけたりするような遊びをしない。
- ② 遊びでも叩いたり蹴ったり、手足を引っ張るようなことをしない。
- ③ やめてほしいときには、「やめて」と言う。言われたらやめる。

令和4年3月15日、教頭及び担任教諭にて、関係児童のうちHを除く7名に対し、学校の指導を受けて、その後は人を叩いたり、追いかけていたりしていないことなどを確認した。新年度（4月）にも、2年時の担任教諭が関係児童8名に面談をし、叩く、殴る、蹴る等の行為をしていないことなどを確認し、その後も日常的に様子を観察している。また、令和4年度もいじめアンケートの実施を継続している。

エ 警察とのやり取り、関係児童保護者への連絡等

令和3年12月20日に警察から学校に連絡があり、関係児童から話が聞きたいので連絡先について情報提供してほしいこと、また、もし学校で児童を呼び指導する場面等があればその場を利用して警察が同席することも可能である旨の説明があった。学校としては児童や保護者の心情を考えて学校を会場とする方が良いと考えたが、教育相談課の助言を踏まえ、関係児童の面接は警察署で行ってほしい旨を伝えた。

学校は、警察への連絡先提供の同意を得るにあたり、関係児童の保護者に対する説明内容を予め作成し、校長の決裁を経て、連絡した。その説明内容には、「学校では、遊びの中での出来事で、他の子たちが当該児童さんだけを狙って一方的に攻撃したものではないと捉えている。しかし、当該児童さんの保護者が今回の件で[]署に被害届を提出し、「当該児童さんは今回の事案は遊びの範疇を超え、複数の児童から殴る等の暴力を受けたと捉えており、残念ながら学校との認識に大きな開きがある。」などの説明が含まれていた。なお、これ以降、学校から関係児童の保護者らに対し、本件事案の事実関係について改めて説明をしたことはない。学校は、翌朝にかけて関係児童の保護者全員から承諾を得て、警察に伝えた。

学校によれば、令和4年1月11日、警察から学校に対し、今回の件は事件として取り扱わないことにしたこと、その旨を当該児童の保護者にも伝えたことの連絡があり、また、翌12日に警察が来校し、[]

旨の説明を受けた。この点、当該児童の保護者は、警察から、「関係児童やその保護者、学校に対し、このような暴行事件が二度と起きないように厳しく注意をした」等と説明を受けたと記憶しており、警察の対応や処理については認識の相違がある。

また、学校は、警察から、各関係児童から聞き取った内容について口頭でのみ情報提供を受けた。

オ 当該児童保護者及び代理人とのやり取り

令和3年12月20日夕方、担任教諭が当該児童宅を家庭訪問し、当該児童及び母親に会った。なお、その後も令和4年1月12日までは、担任教諭が複数回自宅訪問をしている。それ以降は、当該児童の心情への配慮から、保護者の希望を踏まえ、メッセージを添えて、学習プリント等のポスティングのみを行い、ポスティングしたことをその都度連絡していた。

令和3年12月20日、当該児童の父親から学校に電話があり、「全治4週間の重症」であり診断書が出ていることなどの説明があった。

同月28日、教頭と当該児童の父親が電話で話した際に、父親から、学校で今後のことについて話し合いたいと申し入れがあったが、教頭は、明日から冬季休業のため対応できない、時間をいただき考えたい旨を回答した。

令和4年1月4日、学校は当該児童父親の代理人弁護士からの受任通知を受領した。同月7日に代理人弁護士と当該児童父親が来校し、校長及び教頭と協議を行った。この際、校長は、「今回は集団でのできごととしては今のところ捉えていない、その日は昼休みの初めは他の児童と校庭で鬼ごっこをして遊んでおり、その後校舎内に戻り、当該児童がある児童の手を引いて廊下へ引っ張り出し、その児童が他の児童に助けをも求めたことから始まった」、「今回の件は当該児童から見ればいじめ事案であることは間違いないが、まだ他の児童の心理面などを詳しく聴き取りしておらず、意図していない行為の可能性もある、関係児童は当該児童の面倒をよく見ていたと担任から聞いており、どさくさに紛れていじめてやろうということはないと思う」、などと述べ、これに対し当該児童側から、校長、教頭は中立ではないことが分かった、などの言葉があった。

同月19日、代理人弁護士から学校に診断書の写し等が届くとともに、「本件はいじめにより「心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき」のいずれにも該当するので、本件をいじめ重大事案として調査することなどの要望があった。診断書には、病名として「全身打撲、急性ストレス反応疑い」、摘要として「2021/12/15 受傷、下肢の疼痛と歩行障害あり、12/17 診察」、「全治は受傷後4週間の見込み。なお、今後の経過によってはカウンセリングを要する。」などの記載があった。

同月27日、教頭から、代理人弁護士に電話し、「本件については全治4週間と認知した段階でいじめ重大事態に相当するものとして捉え、既に教育委員会に報告し、相応した調査を開始していること」などを伝えた。

同年2月9日、当該児童の両親と代理人弁護士が学校を訪問し、校長、

教頭と協議を行った。当該児童両親からは、当該児童の状況について説明があり、医師の勧めでカウンセリングを受けさせることを考えていること、本日も両親が出かける前に「ぼくはこわいので学校に行かない」と手紙に書いて父親に渡したことなどの説明があった。また、令和3年12月15日の状況を説明するイラストを描いているとして、そのうち数枚が父親から示された。そのイラストの中には学校がこれまで把握していなかった状況も記載されていた。なお、この時点で学校はこれらイラストの提出は受けていない。

学校から、当該児童の登校復帰に向けた提案をし、協議したが、この協議の際に、校長から、「我々もじゃあ、新たな情報として得ていることも言っていいですか」として、当該児童が冬休みにスイミングスクールに行ったり、寿司屋に行ったり、友達が自宅に遊びに来ていた等の情報があり、「ここまで回復したのかなという・・・疑問が残る」などの発言がなされた。当該児童の保護者からは、このときに学校への不信感が決定的になったとの指摘がなされている。

カ その他の対応等

令和4年1月11日、学校は、教育相談課からの助言を受けて、「いじめ防止等対策委員会」において、今後の支援策や対応方針を協議し、以下の対応をとることを確認した。ただし、委員会の開催について記録は残されていない。

- ①指導の継続（相手の嫌がることはしない、相手のことを思いやる行動をとることの大切さ）
- ②見守りの強化（授業中は担任が、休憩時間等は教頭や教務が ■■■■■ を中心に見守りをする事等）
- ③学習の支援（当該児童や保護者と相談し、担任が中心となり、家庭訪問や放課後を活用し、学習できなかったところを補うこと）
- ④心理的支援（擁護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を活用し、不安な気持ちを聞いてくれる人がいることを当該児童に知らせること、担任以外にもたくさんの大人が見守っていることを伝え安心できる環境を作ること）

1月14日、学校及び教育相談課はスクールロイヤーに面談し相談を行った。なお、その後も1月25日及び2月24日にスクールロイヤーに対し相談を行っている。なお、スクールロイヤーへの相談を踏まえ、校長において、1月25日時点で重大事態として捉えることも検討したようであるが、実際の重大事態の認定は後記のとおり3月17日となっている。

3月17日、学校と教育委員会は本件をいじめ重大事態と認定し、学校いじめ調査委員会を設置することとし、「いじめ防止等対策委員会」を開き、「学校いじめ調査委員会」の設置を決定した。

5 学校の対応の検証

(1) 組織的な対応について

学校は、父親からの第一報を受けて、直ちに校長及び担任教諭が自宅訪問を行って状況等を確認し、同日に関係児童8名からの聴き取りも実施しており、初動は迅速であった。しかし、以下に述べるとおり、いじめに対する組織的対応はなされていなかった。

学校には常設のいじめ防止等対策委員会が存在し、いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係の調査、対応や指導等の方針決定等）についても同委員会の所掌事務とされている。教職員は、いじめを発見した場合には、同委員会に報告するとともに学校は同委員会を招集し、事実確認や学校の対応方針を定めるなど組織的な対応につなげることでされている（学校基本方針2（3））。

しかし、本件に関して、初めていじめ防止等対策委員会が開催されたのは、学校によれば、令和4年1月11日であり、それまでの間はいじめ防止等対策委員会による対応はなされておらず、校長ないし教頭から担任教諭へ指示がなされ、具体的対応のほとんどを担任教諭が担う形で進められており、本来なされるべき組織的対応がなされていない。

また、学校によれば、上記1月11日のいじめ防止等対策委員会では、当該児童に対する支援策や対応方針の協議を行ったとのことであるが、その記録は残されていない。

そして、次にいじめ防止等対策委員会が開催されたのは、令和4年3月17日に学校いじめ調査委員会の設置を決定した際であり、その間、当該児童の登校がない状態が続いたり、代理人弁護士から学校に対し様々な申入れがなされるなどしているが、それらへの対応についても組織的に方針を協議したり対応がなされたことはなかった。

このことは、いじめ対策を担当する複数の立場の教職員が協議し適切な方針選択や対応の検討等を行う機会がなかったということであり、また、担任教諭など限られた職員に過度な負担となった可能性もあり、問題がある。そして、そのことについていじめ防止等対策委員会構成メンバーをはじめとする他の教職員の側からも、特に問題を指摘する声や、学校基本方針等に定められた組織的対応をすべきであるとの意見が上がった事実も見受けられない。このことからすると、校長だけでなく他の教職員を含む学

校全体として、組織的対応の重要性についての認識が十分ではなかったと言わざるを得ない。

そして、後述のとおり、校長は本件について早い段階で先入観を持ったがかかった見方をしてしまった可能性があり、そのことがいじめの事実の把握、判断における公平性や、本件への対応にも影響していると考えられる。

(2) 事実関係の調査について

学校によるいじめに関する事実調査の実施状況は前記4のとおりである。学校は、保護者からの一報を受けて当初から本件をいじめ事案として捉え、対応していたが、以下に述べるように事実関係の調査は不十分であり、事案の把握は正確ではなかった。

ア 当該児童からの事実確認について

当該児童本人からの聴取については、令和3年12月16日以降は実施できておらず、関係児童からの聴き取り結果を踏まえての詳細な事実関係の確認ができていない。しかし、これは当該児童の心身への配慮を優先したものであり、その判断は適切であると言える。

しかしながら、当該児童から直接の聴き取りができないのであれば、それに代わる方法でできる限り当該児童の訴えを把握するよう努めるべきところ、そのような積極的な対応はなされていない。例えば、令和4年2月9日の面談の際に、当該児童本人が作成したイラスト等により、これまで学校が把握していなかった新たな状況を知ることになったが、当該イラスト等の資料の提出を求めるなどしてより詳しい内容を確認することをしていない。当該児童からの被害申告の内容の確認が十分ではないまま経過し、したがって、それを踏まえた関係児童への再度の確認等も不十分であった。

イ アンケート調査について

クラスにおけるアンケート調査については、質問事項が「昼休みにした遊び」を聞くものであり、学校に当初から遊びの中で発生した出来事であるとの予断があったのではないかとも思われる。また、この質問事項に対しては、自分自身がしていた遊びに関する情報以外の情報（第三者として目撃した情報等）が回答されないおそれがあるなど、質問事項の設定には疑問もある。もっとも小学1年生という発達段階を考慮し、答えやすいよう工夫したとも捉えられる。

ウ 関係児童等からの事実確認について

令和3年12月16日の二度にわたる関係児童8名からの聴き取りが、いずれも教諭一人で行われたことについては、組織的対応がなされてお

らず、関係児童が多数に及ぶ中で教諭一人で事実確認をする限界や、聴取内容の正確性、聴取結果の記録の正確性の担保などの点で問題があった。また、同月21日の関係児童中4名に対する担任教諭単独での聴き取りも同様である。

また、同月16日の2回目の聴き取りの際には、関係児童8名を一同に集めて同時に聴き取りを行っている。令和4年2月22日の聴き取りの際も、同様に、関係児童中7名を同時に聴き取っている。このような聴き取りの方法は、被害申告児童1名に対し関係児童が複数名いる中で、一般論として、できるだけ問題行為を小さく見せようと口裏合わせなどが行われる可能性もあるところ、関係児童を同時に聴き取ることはそのようなリスクを高めることから問題がある。また、意図的な口裏合わせはなされないとしても、人の記憶は容易に変容し得るものであり、特に幼い児童らは他者の影響を受けやすいと言えるから、他の児童の発言に影響されて、自身の記憶が変容してしまったり、あるいは他者の発言に迎合するなどしてしまい、各児童の記憶に基づく正確な聴取が出来なくなる可能性があり、事実解明に支障を来すことから問題がある。

また、前記のとおり、関係児童8名以外に、Iも令和3年12月15日のいじめ発生時その場にいたとされているが、記録がないことから、Iからの聴き取りが実施されたかどうか自体が曖昧となっており、調査が尽くされているとは言い難い。

なお、警察による関係児童の聴取については、警察側からは、学校での事実調査に警察が立ち会う形での実施などの提案もあったが、学校は、教育委員会の助言を取り入れ、警察署での聴取の実施を求めた。たしかに学校において警察が聴取を行うことには懸念点もあり、判断は難しいが、児童らの年齢も考えると、心情に配慮した何らかの工夫の余地はあったのではないかと思われる。

エ 調査結果の記録について

関係児童からの聴取結果については、関係児童の話をまとめた事実確認一覧表は作成されているものの、個々の児童の話を記録する聴き取りシートなどは活用されておらず、詳しい聴取記録は残されていない。各人の話の概要をパソコンで打ち直してまとめたメモや、クラス名簿の余白に手書きで書きこんだメモ等はあるが、いつ、だれが、具体的に何と述べたかが不明である。このことは、当初、聴取のほとんどを教諭一名に任せたことから、作業量との兼ね合いで記録化が困難となったことも大きいと思われる。また、そもそも、いじめ防止等対策委員会による対応がなされていないことから、聴き取り調査をどのように実施し、また、

どのように記録すべきかについて議論し認識を共有することができていなかった上、校長等からも具体的指示がなされていなかったと思われる。

しかし、一般に人の記憶は時間の経過と共に薄れていったり、変容する可能性もあることから（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照（以下「ガイドライン」という。）、事案発生直後の聴き取り調査と、その結果を記録、保管することは重要である。

本調査委員会でも、改めて関係児童の一部から聴き取りを行ったが、1年以上が経過していたことから、記憶がない、覚えていないという回答が大半であった。

(3) 当該児童及び当該児童保護者への対応や説明について

ア 令和3年12月16日の対応

校長は、令和3年12月16日に当該児童の父親に対し、同日時点での関係児童からの聴き取りをもとに、『「はんにんをつかまえろ』という遊びの中のできごとであった。遊びの延長とはいえ、たたき合いや手足をつかむ行為は行き過ぎである。』などと伝えたが、これは十分な事実調査をしていない段階で関係児童の言い分をそのまま事実であるかのように伝えたものであり、「ガイドライン」に照らしても、説明や情報提供の仕方として適切ではない。このような校長の説明に、当該児童の保護者は不信感を抱いた。

また、この際に、校長は、『「はんにんをつかまえろ』『けいどろ』のような遊びは子どもたちの中ではよく行われているポピュラーな遊びだ』などと説明した。これは、あくまで「遊び」について説明したものであって、本件の出来事をポピュラーな遊びと述べたものではなかったが、先の説明などにより学校に不信感を抱き始めていた保護者には、学校が本件をポピュラーな遊びに過ぎないと捉えているように受け止められた。我が子が複数児童から暴力を受けたと訴えており、詳しい状況が分からず不安の中にいる保護者の心情を考えれば、そのように感じられても不自然ではない。

しかし、校長はこのような保護者の反応を予測できず、意図せず、保護者の心情を害する結果となった。保護者への説明の仕方や言葉の使い方も含めた態度には、保護者の心情への配慮が足りない部分があり、これが初期の段階から学校と当該児童保護者との信頼関係を損ねる原因となってしまった。

イ 令和4年1月7日及び2月9日の面談

当該児童保護者と学校の信頼関係は、その後の二度の面談を経てさらに悪化した。特に、令和4年2月9日の面談の際には、当該児童保護者

エ 診断結果の把握

当該児童の保護者から、令和3年12月20日に電話にて、全治4週間と診断されたと報告があった。学校内で怪我をしたということであればその診断結果の把握は学校としても重要であるが、学校がその時点で診断書の提出などを依頼した形跡はない。

その後、診断書は、令和4年1月19日に代理人を通じて提出されたが、学校から令和3年12月15日のいじめによる被害結果を積極的に把握しようとする対応がなかったと思われ、このことは本件の重大性の認識、把握、後述する重大事態の認定の遅れにつながったと言える。

カ 情報提供

令和3年12月15日のいじめ発生後の対応の中で、学校における調査の状況や事実確認の結果について、学校から当該児童保護者に十分な説明はなされていない。そのため、当該児童保護者はいつまでも学校がどのように調査をし、事実を把握しているのか分からず、不信感を募らせた。

また、令和4年3月29日に仙台市議会の市民教育委員協議会において公開の場で本件が報告されたが、当該児童保護者や代理人にはそこで報告される内容について事前の説明はなかった。そのため、当該児童保護者は、報道により初めて、これまで学校から説明を受けたことのない内容が報告されていることを知り、ますます学校に対する不信感と怒りを抱くことになった。

キ 説明の齟齬

学校が当該児童保護者に対し行った説明内容には、事実との齟齬があった。教頭は、代理人弁護士に対し、同年1月27日の段階で、「本件については全治4週間と認知した段階でいじめ重大事態に相当するものとして捉え、既に教育委員会に報告し、相応した調査を開始していること」などを伝えていた。

しかし、前記のとおり正式にいじめ重大事態と認定されたのは同年3月17日であり、1月の時点では、重大事態とは認定されておらず、また重大事態に相応した対応や調査もなされていなかった。

教頭の説明は、虚偽の説明をされたと受け止められて仕方ないものであり、問題であった。

ク 家庭への働きかけ

当該児童保護者によれば、令和4年1月までの間に、担任教諭が家庭訪問した後、当該児童が泣いていることがあった。これは学校に行きたい気持ちと学校が怖いという感情との葛藤に直面したストレス反応と考

えられる。同年2月9日、保護者と学校が話し合い、対応策として家庭訪問を中止し、これ以降は担任からのメッセージを添えたポスティングのみの対応とした。以後、学校はポスティングの対応を続けていた。このような当該児童の心情に配慮した対応は適切だったと言える。

ただし、このことにより、当該児童がもともと好きだった担任教諭と話をし、一緒に遊んだり学習したりする機会が失われたという側面もある。登校刺激は与えないよう十分に配慮しつつ、学校とのつながりや信頼する人との関係は維持するという方法が模索できれば良かったと考えるが、どのような方法がとりうるかは難しく、一概には言えない。

ケ 小括

以上のとおり、学校の当該児童及び当該児童保護者に対する発言や態度は、初期の段階から当該児童保護者の不信感を招き、その後、信頼関係の喪失は決定的となってしまった。

学校は、一方で、当該児童の学校復帰に向けた支援策を検討、提示したり、担任教諭が家庭訪問（途中まで）やポスティングを続けたりするなどの努力も行っており、新年度には新たに赴任した校長から連絡を入れるなどしたが、信頼関係を回復することは困難であった。

ガイドラインでは、学校の基本姿勢や説明時の注意点として、「いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと」、「被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること」と定めているが、本件における学校の対応はガイドラインに沿ったものではなかった。

(4) 重大事態の認定について

前記のとおり、学校は、令和3年12月20日の段階で全治4週間の診断が出ている旨を聞いており、令和4年1月19日には診断書を受領している。また、当該児童は、令和3年12月16日以降継続して欠席が続いていた。

いじめ防止対策推進法28条1項は、「重大事態」が発生したときには、速やかに当該学校又はその設置者の下に組織を設け調査を行うことを定めている。また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定・最終改定平成29年3月14日）（以下、「基本方針」という。）においては、重大事態が発生した場合には、公立学校は教育委員会を通じて設置者である地方公共団体の長に事態発生について報告するものとされている。

重大事態の定義について、法28条1項1号は「いじめにより当該学校

に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と定めており、「心身」の重大な被害について明確な基準はないが、「基本方針」においては、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、(中略)重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とこととされている。ガイドラインにおいても同様に定められている。

したがって、学校は、保護者から全治4週間の診断が出ており重大な被害が生じている旨の申立てがあった時点、あるいは遅くとも、代理人の令和4年1月18日付御連絡書により、診断書の写しが提出されるとともにいじめ重大事態として対応されたい旨の明確な申し出があった時点で、上記法28条1項1号の重大事態として、教育委員会を通じて市長に報告し、調査等に当たる必要があった。

また、同2号は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき」と定めており、上記「いじめの防止等のための基本的な方針」では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、ただし一定期間連続して欠席しているような場合には、同目安に関わらず迅速に対応することが求められている。

したがって、本件では、仮に上記1号の重大事態として直ちに判断することができなかったとしても、令和3年12月16日以降不登校が連続して続いた1月下旬の時点では、上記2号の重大事態として捉えて対応すべきであった。

しかしながら、上記のいずれのタイミングにおいても重大事態の判断はなされておらず、本件について正式に法28条1項の重大事態として認定され、調査委員会の設置が決定されたのは令和4年3月17日のことであった。また、学校から、本件について、基本方針が定める重大事態発生の報告が明確になされたことは、記録上一度もない。

以上のとおり、本件においては、学校の重大事態の理解が不十分であり、その判断、報告及び対応に遅れがあったと言える。教育委員会においても当初から事案の内容を共有していたことからすれば、重大事態の判断及び対応の遅れについての指摘は教育委員会に対しても当たるものと言える。

(5) 関係児童への指導について

学校は、関係児童8名に対し、令和3年12月16日及び12月21日の聴き取りの際に、担任教諭から直ちに注意を行った。また、同年12月17日には校長が [] の教室にて指導を行った。

このように時間をおかず指導したこと自体は適切であった。また、発達段階を考慮して、具体的かつ分かりやすい言葉で、してはならない行為

について指導したことは適切であった。

しかし、この時点ではいじめの事実確認の途中であり、学校としても前提の事実関係を把握していない状態であるから、指導には限界があったと考えられる。実際、指導の内容は、①校舎内で走ったり追いかけたりするような遊びをしない、②遊びでも叩いたり蹴ったり、手足を引っ張るようなことをしない、③やめてほしいときには、「やめて」と言う。言われたらやめる、といった一般的な注意にとどまっており、本件の問題に即した指導、教育が行われたとは言えない。また、関係児童の個々の特性、本件への具体的関わりや受け止めに応じた、個別の指導もされていない。さらにいえば、上記①及び②の指導は、本件行為を「遊びの中での出来事」と捉えた上での的を射ない指導であり、また、③については、いじめを受けた側が明確に拒否しなかったことに落ち度があるかのようにも受け止められかねない内容であって、指導内容にも問題がある。

そして、令和4年1月以降も、本件に即した個別の指導はなされていない。

しかしながら、学校は上記指導をもって、関係児童には本件いじめについての指導をしたと捉えており、その認識には問題がある。

学校や調査委員会の聴取に対し、関係児童は、いずれも「遊び」だった旨述べており、当該児童の認識との間に大きな差がある。叩くなどした理由について、調査委員会が聴き取りを実施したある児童は、最初は当該児童が他の子を叩いていると聞いたから助けるために参加した、混ざったときに当該児童が叩かれていることは分かったが、叩いてしまった、「だんだん、楽しくなりすぎて、調子に乗っちゃった」などと説明している。また、ある児童は、途中から参加したが、「おもしろくて続けてた」、当該児童はちょっと嫌そうだった、当該児童1人に対し、4、5人で「おそって、つかまえた」などと説明している。多数側で参加していた児童らにとっては、「遊び」のつもりで、それが少しやりすぎたという認識であった可能性があり、当該児童が受けた苦痛、恐怖や屈辱感を理解、想像できていない可能性がある。

未熟な子どもたちの世界において、誤って人を傷つけてしまうことは誰にでもありうるのであり、特に小学1年生という発達段階においては当然である。また、いじめにおいては、被害者側の認識と、いじめをした側の認識に大きくずれがあることはままたまあることである。問題は、そのときに自分の行動のどこに問題があり、何がいけなかったのか、相手の立場であったらどのように感じられるのかを良く考えさせ、次からはそのような誤りを犯さないように指導することであるはずである。事実関係を曖昧にし

たまま、一般的な注意をただけでは不十分である。それは、いじめ防止の観点から問題があるだけでなく、いじめを行ってしまった関係児童にとっても成長の機会を失うことであり不利益なことである。関係児童は、警察に呼ばれるなどして、本件が重大なこととなったことだけは認識しながら、何が問題であったのかを十分に説明されることなく、現在に至っている可能性がある。

他方、関係児童8名は、いずれも、学校、警察、保護者による指導により、自分自身の行為を反省し、当該児童に謝りたいと担任教諭に伝えていた。関係児童の保護者の中にも謝罪したいと学校に伝えた家庭があった。また、調査委員会による聴き取り調査の際にも、当該児童に悪いことをしてしまった、謝りたいとの発言をした児童が複数いた。しかしながら、そのような謝罪を伝える機会は今までのところなかったようである。

(6) 関係児童保護者への説明について

前記4(2)エ記載のとおり、学校は、関係児童8名の保護者に、令和3年12月21日及び22日にかけて、「学校では、遊びの中での出来事で、他の子たちが当該児童さんだけを狙って一方的に攻撃したものではないと捉えている。」「当該児童さんは今回の事案は遊びの範疇を超え、複数の児童から殴る等の暴力を受けたと捉えており、残念ながら学校との認識に大きな開きがある。」などと説明した。

しかし、上記説明は、まだ調査途中の段階で、関係児童の言い分を前提にした学校の早まった見立てを述べたものであり、問題があった。また、当該児童保護者と関係児童保護者との対立を生じさせるような説明となっている。

そして、この説明の後、改めて学校から関係児童保護者に本件の事実関係の調査結果を説明したことはない。

そのため、関係児童保護者らは、本件は遊びの中での出来事であったと今も受け止めているなど、認識に大きな開きができしまっている。学校の関係児童保護者らに対する説明は不十分であり、また内容も適切ではなかった。

(7) 教育委員会や警察との連携について

教育委員会に対しては、令和3年12月16日の初動の段階で学校から速やかに本件の報告がなされており、その後も緊密に連携し対応について協議していた。本件における学校の対応は、基本的に教育委員会からの助言に沿ったものであった。

しかし、それが意味では教育委員会任せの判断となっていたようにも見受けられ、学校と教育委員会のどちらが主導して判断するのが曖昧

となり、判断や対応の遅れが生じた一因となったとも考えられる。重大事態の判断においても、学校は早くから「重大な事態」としては捉えていたようではあるが、明確な判断はなされていない。学校は、教育委員会と連携しつつも、主体的に判断、対応をしていくことが求められる。

警察とも情報共有を行い、連携をとって対応していた。しかし、早い段階で警察が介入した上、学校としては警察から [REDACTED] [REDACTED] 旨の連絡を受けたと認識しており、このことにより学校は事態を軽く考えてしまい、学校としての調査や指導などの対応が不十分となった可能性がある。犯罪捜査等を行う警察と、教育機関である学校とでは、役割や求められる対応が全く異なるものであるから、警察が介入した場合であっても、学校としての調査や指導その他教育機関として必要な対応を学校の責任において実施する必要がある。

6 確認できた事実と重大事態との関連性

前記のとおり、本件については、法28条1項1号の重大事態と見ることもできたが、本調査委員会は、本件を同2号のいわゆる不登校重大事態として設置されたものであるため、以下においては、当該児童の長期にわたる欠席を「重大事態」として、そのような事態に至った原因等を検討する。

(1) 令和3年12月15日のいじめについて

前記のとおり、当該児童は、令和3年12月15日に学校で受けたいじめにより、全身打撲の怪我をするなどし、同日夜以降、いじめの被害とその現場となった学校に対する恐怖と不安を訴え続けている。欠席が30日続いた令和4年2月9日の時点でも、学校（担任教諭）宛ての手紙として「ぼくはこわいのですがこにいかない」と書き、同年3月31日に担任教諭宛ての動画メッセージの中で、「ぼくはがっこうがだいすき。ぼくは、ぼくは、べんきょうしたい。けど、けど、いたいめにあわされた、いじめされされた。とつても痛い目にされた。」「先生、ぼくは、がっこうは、がっこうはだいすきだけど、いじめされたから、こわくていけ、いかない、いきたくない、です」と自らの言葉で話しており、暴行を受けたいじめをきっかけに、高い不安が続いていることを長期欠席の理由として説明している。

このことは、前記のとおり令和3年12月17日付診断書により「急性ストレス反応疑い」とされ、令和4年9月9日付診断書でも「心的外傷後ストレス障害を思わせる症状を呈して」とされていることから裏付けられる。

したがって、令和3年12月15日のいじめがその後の長期にわたる欠席（重大事態）に影響していることは明らかである。

(2) 学校の対応について

ア 当該児童及び保護者への対応

前記のとおり、学校は、いじめ認知直後から、当該児童の話を通小に捉え、関係児童の言い分から本件を「遊びの延長」と捉える態度で対応していたため、被害を訴える当該児童や保護者と学校の認識には大きな開きがあった。

登校できなくなってから、当該児童は、「まだぼくのことしんじてくれない」、「ぼくやられたってうそついたの？なんでこんなにくるしいおもいしたの、それもうそ？だれもしんじないから、おなじことなんかいもきかれる」、「ぼくの [REDACTED] だからわかっていないの」、「いってもしょうがない」、などと話し、怒りや悲しみを保護者にぶつけていた。これらの言葉から、学校に行けば再びいじめられるのではないかと不安を抱きながら過ごしていた当該児童は、事実関係の調査結果について学校から十分な報告がなく、何度も大人に話を聞かれたり、自宅で学校等に対する両親の感情に触れたりする中で、学校が自分の話を信じていないと考え、深く傷ついたものと推察される。そして、もともと好きだった学校への信頼や、学校がいじめから守ってくれるとの安心感が損なわれてしまった。

また、当該児童は、[REDACTED] だから自分の話を信じてもらえない、自分が友達を家に呼んだから悪い、と自責的に考えた可能性がある。そして、当該児童は、コミュニケーションに関する自信を失い、何回話しても伝わらない不全感や無力感、大人への怒りや不信感、落ち込みなどの感情が複雑に重なっていたと推測され、いじめによる心理的な症状の回復の遅れや長期の欠席に影響したと考えられる。

すなわち、学校の認識や重大事態としての対応の遅れ、調査状況の説明の不十分さは、当該児童の心理面に影響し、重大事態に影響したと考えられる。

イ 関係児童への指導について

当該児童の保護者や代理人は、当該児童が学校において再びいじめの被害に遭わないための具体的対策を求め、その一環として、関係児童への指導を求め、その実施状況等を確認していた。

これに対し、学校は、関係児童への指導状況を説明してはいたが、前記のとおり、学校の関係児童に対する指導は不十分なものであり、そもそもいじめの認識の差異が大きいままであったことから、学校に

の指導内容や、その他今後同様のいじめが行われないように学校が取った措置を当該児童及び保護者に対して十分に説明することが必要である。

(2) 当該児童が安心して通える環境の整備

当該児童は、前記のとおり本学校への復学ができない状態が続いたことから、転校した。医師は「転校させることを推奨」しており、保護者もそれを受け入れて決意したものと思われる。将来、本学校に復帰する場合は、当該児童を見守り、連絡窓口になる担当教諭を決め、学校と当該児童保護者との連絡方法について具体的に決めるなど、学校における安心感を高めるための対応や必要な支援がなされるよう環境を整える必要がある。その際は、当該児童の保護者の意見を聞きながら具体的対応を検討すべきである。

(3) 学校生活や学習の支援

欠席が長期間に及んだことから、学校生活になじむための支援や、学習の支援は必要である。この点についても、在籍する学校は当該児童の保護者の意見を聞きながら、適時に必要な支援を検討する必要がある。

仮に欠席が続いている場合にも、当該児童の保護者の意見や希望を聞きながら、学校や教育委員会として提供可能な支援の選択肢を提示し、学習面や健康面への支援を行う必要がある。

当該児童は、 だから、漢字テストで0点だったからいじめられた、あるいは自分の話は信じてもらえない、などと考えて、自信を喪失している可能性があるため、そのような可能性に留意しながら、それらがいじめの原因ではないこと、たとえ でも、いじめられてよい理由にはならないとのメッセージを明確に伝える必要がある。また、当該児童が自信を回復するような励まし、働きかけも重要である。

なお、学校生活の何らかの事柄をきっかけにいじめ被害を思い出し、不安や怒りなどの感情が高まる可能性があるため、特に留意すべきである。

(4) 心理的ケア

診断書などからすると、当該児童には引き続き心理的ケアが提供される必要性が高い。

心理的ケアについては、主治医がいる場合には主治医を中心になされるものと思われるが、必要に応じ、在籍する学校や教育委員会においても提供できる支援について情報提供をすべきである。また、保護者の同意があれば、主治医から情報提供や指示を得て、学校の対応を検討することが有用であると考えられる。

2 関係児童等への支援について

(1) 調査結果の説明と本件いじめに対する指導

本調査結果については、学校または教育委員会から、関係児童及びその保護者に対しても説明することが求められる。説明は、関係児童一人一人の理解や受け止めの様子を見ながら、個別に行われるべきである。

いじめは、往々にして、いじめを行っている児童と、いじめを受けた児童との間で、重大性の認識に大きな隔たりがある。だからこそ、どこにでも起こりうるものであるし、いじめが起きてしまった場合には、これを行った児童が事実と向き合い、いじめを受けた児童の苦痛を知ることが重要であり、そのために学校の丁寧な指導が求められる。説明に当たっては、関係児童の認識と、当該児童の認識との間に隔たりがある部分、また、事実関係についての関係児童の認識と本調査結果が異なる部分もあると思われるので、なぜそのような差異があるのかも含めて丁寧に説明する必要がある。

同時に、関係児童の本件に対する思いや、今回の調査結果の説明を受けてどのように考え、感じたのかについても、否定せずに受け止めることが重要である。学校は、保護者との連絡、連携を十分に行いつつ、個々の児童が本件いじめを行った要因を把握するよう努める。調査結果の説明とそれを踏まえたやり取りも指導の一環であり、今後関係児童が同様の行為を繰り返さないために重要である。

いじめが起きてしまった場合には、これを行った児童が事実と向き合い、いじめを受けた児童の苦痛を知ることが重要である。当該児童が令和3年12月15日のいじめをどのように感じたのか当該児童の身になってよく考えさせ、一人一人が当該児童の痛み、恐怖と怒り、傷つきを思いやることができるよう支援する。暴力行為が許されないことはもちろんのこと、集団ないし複数名が一人に対して行う行為の影響力の大きさなども含め、時間をかけて理解させる必要がある。

また、関係児童の聴取の際には、関係児童の中でも本件が大きな出来事としてそれぞれの心に残っていることがうかがわれた。自分の行動の何がいけなかったのか（問題がある部分と逆に問題がない部分）をしっかりと整理させることは、再発防止のためだけでなく、関係児童が前に進み成長するためにも重要である。

学校はこれらの対応を組織的に行い、また、各児童が安心して学校生活を送ることができるようになるまで継続的に指導と見守りを行う。指導した日付や内容は記録して保存し、児童の進級、進学、転校の際にも必要に応じて適切に引き継ぐ。

(2) 謝罪について

前述のとおり、関係児童の中には、当該児童に謝りたいと述べている者もいるが、そのような機会はこれまで持たれていないようである。謝罪を受けるかどうかは当該児童及び保護者の判断であるが、仮に当該児童においても謝罪を受けてみたいという気持ちになった場合にはそれが実現できる機会が確保されることが望ましい。但し、謝罪の申入れ自体が当該児童の不安を刺激する可能性があるため、その機会の持ち方や方法については当該児童と保護者の意向を尊重することが重要である。

また、いわゆる「謝罪の会」のように、周囲がおぜん立てして表面的、形式的に謝罪をさせるようなことは、全く意味がないばかりか、当該児童をより傷つけ、また、関係児童の内省を阻害するものであるから、すべきでない。

(3) 今後に向けての指導

ア いじめと「遊び」に関する指導

学校は当初、本件を『「犯人を捕まえろ』という遊びの中での出来事である』と捉え、「校舎内で走ったり追いかけたりするような遊びはしない」、「遊びであっても叩いたり蹴ったり、手足を引っ張るようなことはしない」との指導を行った。また、学校は、その後、関係児童が「犯人を捕まえろ」や「けいどろ」の遊びはしていないことを確認している、とのことである。

しかし、本件で行われたいじめ行為は、「遊び」ではないことをまず明確に共通認識とすべきである。問題は遊びの種類やルールではない。「遊び」の外形をとっていたり、また行為を行う側としては「遊び」のつもりであったり、あるいは最初のきっかけは双方「遊び」から始まったとしても、人を傷つけたり、おとしめたり、馬鹿にしたり、その他人に苦痛を与える行為は「遊び」ではないことを、まずは学校が明確に認識する必要がある。その上で、児童らにもそのことを指導していく必要がある。

そして、年齢や理解度に応じたいじめ予防のための指導を行っていくべきである。その指導の中には、いじめられて苦痛を受けている人が、必ずしも明確に拒否できないこと、苦痛を言葉や表情、態度に表せない場合もあることも含まれるべきである。本件において、関係児童の中には、対象児童も笑っていたので楽しんでいると思っていた、といった話をした者もいた。しかし、周りの雰囲気に合わせて笑うしかない場合もあること、笑っていても傷ついている場合があることを、学校は丁寧に教えていく必要がある。そして、いかなる場合でも暴力

を振るうなどして人をおとしめてはならないこと、逆に言えば、誰もが大切にされ、尊重される権利があるという人権教育と合わせながら、いじめの指導をしていく必要がある。

なお、「けいどろ」といった遊び自体は、児童らが上記の点を理解した上で、本来のルールに従って遊ぶのであれば問題はないはずである。もともと、「けいどろ」のような遊びは、複数の児童の体の接触があり、またルールの設定上、興奮し、行為がエスカレートしやすい性質があると思われる。また、低学年の児童にとってはルールが複雑で理解しにくい面もあると思われる。したがって、児童の理解力に合わせた遊びの選択、指導の工夫や、そのような遊びの中でも、他者の心身を傷つけてはいけないことを折に触れて指導していくことも必要である。

イ 集団の心理的作用を踏まえた指導

関係児童の中には、それまでは他の児童を叩くなどの行動は見られたことがないにも関わらず、本件時には「ふざけて」「遊び半分で」叩いてしまった、と話した者が複数いた。

人は、一人の時にはしないような行為を、集団となった際にしてしまったり、逆に一人の場面ならできる行為が集団になるとできなくなる傾向が見られることがある。一人ではできないことも仲間が一緒だと挑戦できたり、反対に一人なら決まりを守る人が、仲間が集まると悪ふざけをしたり、調子に乗ったり、悪いことをしてしまうケースがある。これは複数の人間で同じ行動をとる場合、「みんな同じことをしている」と感じて安心するためと考えられている。

集団行動が多い学校においては、教職員はこのような心理についても理解し、心理的な作用が良い方向に働く児童集団の育成を図る必要がある。また、児童らに対しても、集団の中でいじめが起こったとき、起こりそうになったときに、どうやってそれを止めるのか、自分はどう行動するのかを、日頃から考えさせる指導が必要である。

第4 再発防止のための対策

本件を受け、学校は以下のような再発防止策を実施する。

1 児童や保護者の心理の理解と、被害児童に寄り添った対応の徹底

本件においては、前述のとおり、いじめ発生後の学校の発言や態度を含めた対応が、当該児童及び保護者をより傷つけることになり、また、学校に対する信頼を損ねることになった。そのことが欠席の長期化にも影響し

たとえられる。

したがって、学校は、改めてガイドラインの内容を確認し、児童や保護者の心理を理解し、いじめ対応全般において、被害児童に寄り添った対応を徹底する。被害児童等の心理の理解や寄り添った対応についての専門的意見を得る機会を失することがないように、スクールカウンセラーをいじめ防止等対策委員会の委員とし、適時に意見、助言を得る。

2 組織対応の徹底・強化

いじめ防止等対策委員会の意義や役割を再確認し、教職員間で理解を共通にする必要がある。いじめ防止対策推進法22条の「いじめの防止等の対策のための組織」（本学校における「いじめ防止等対策委員会」）は、過去におきた重大ないじめ事件の反省から、学校に、複数の教職員や外部専門家等が参加する常設の組織の設置を義務付けたものである。複数の教職員や外部専門家が対応することにより、無意識の思い込み等を排し、客観的な対応ができ、児童や保護者にとっても対応の説得力が増すことが期待できる。

そのような役割、意義を再確認した上で、いじめ防止等対策委員会を中心に、以下の対応を行う。

(1) 組織対応を強化すること

本件を受けて、令和5年度よりいじめ対策担当教諭は、クラス担任を持っている教諭以外が担い、いじめ対策に集中して取り組める体制を作っている。これにより、いじめ対策担当教諭はいじめ対策に注力することができ、また、他の教諭からも、気兼ねなく相談、報告しやすいとの反応が得られている。また、何かあった際には、速やかにいじめ対策担当教諭に情報が集約され、同教諭を中心に複数名で対応する体制としている。

学校は、今後も人的配置に配慮し、いじめ防止等対策委員会が組織としてより迅速に的確に機能させることに努める。

また、人員配置の問題は学校の努力のみでは限界があるため、本調査委員会として、教育委員会に対し、今後もいじめ対策担当教諭を専任とできるような教員の配置が望ましい。

(2) 年度当初に行うこと

年度当初に、いじめ防止等対策委員会を開催し、各委員の役割や今年度の計画、懸念される事案等について情報共有を図り、事案発生時に迅速な対応ができるよう体制を整える。

(3) いじめ事案が発生した場合に行うこと

ア 組織的対応

学校は、速やかにいじめ防止等対策委員会を招集し、事実関係の調査や対応、指導の方針等について検討し、組織として対応する。教職員は、学年主任やいじめ対策担当教諭、生徒指導主任、管理職等にそのときの状況や実態に合わせて速やかに報告する。その後、聴き取りの方針、保護者連絡等について検討し、組織として対応する。聴き取り後は、聴き取った結果の摺り合わせを行い、事実を確定し、学校としての方針を決定する。また、重大事態（法28条1項1号）該当性について、初期の段階においても、組織として検討する。

これらの対応を通じて、常に、児童の気持ちに寄り添うことを心掛け、学校が主体となって対応する。また、保護者と情報を共有し、意向を確認しながら丁寧に対応を進める。

イ 複数の教員による聴き取り及び聴き取りの精度の向上

事実確認のための聴き取りにあたっては、複数の教員が聴き取りに当たる。また、「聴き取りシート」や「事実確認一覧表」「いじめ事案報告書」等の共通フレームを活用し、正確な事実の確認に努め、聴き取りの精度を上げる。加害児童が複数いる場合には、同時時間帯に複数の教員が聴き取りを実施する。必要に応じて見聞きしていた可能性のある児童からの聴き取りも行う。

聴き取り後は、いじめ対策担当教諭や生徒指導主任が中心となり、一致した点や一致しない点を明らかにする。必要に応じて再度の聴き取りも行う。一致しない点は、教員側の主観で判断することなく、お互いの見解の相違として受け止め、両論併記する。聴き取り結果と確定した事実については家庭へも連絡する。

さらに、「いじめ事案報告書」を作成し、対応の記録を共有し、組織としての対応の徹底・強化に努める。

令和5年度においては、教諭間で意見を出し合い、「聴き取りシート」がより利用しやすいものとなるように書式の一部改訂を行った。また、「いじめ事案報告書」に「聴き取りシート」「事実確認一覧表」等の資料を添付した上で、教諭間で供覧し、確認印を押すなどのチェックも行うこととした。これにより、教諭間で共通の資料をもとに、事実確認の不足部分の指摘をするなど意見が出しやすくなり、さらなる事実確認、調査につながるなどの効果があった。

ウ 重大事態の判断と報告

本件では、重大事態の認定について、学校と教育委員会との間で、判断主体が曖昧となり、判断に遅れが生じたことに鑑み、学校は重大事

態該当性について組織的に検討し、重大事態に該当すると判断した場合には、教育委員会の指示を待つことなく、速やかに重大事態発生の報告を上げる。その際には、法28条1項の1号又は2号のいずれに該当すると判断したのかも明示する。また、学校からの報告時期が明確になるよう、まずは口頭で報告したとしても、書面による報告も行い記録に残す。

3 いじめ対応の確認と理解

本件における学校の対応には、法や基本方針、ガイドラインの理解が不十分であると思われる点があった。したがって、改めて、いじめ対応を確認し、理解を深めることが必要である。特に、以下の点に留意する。

(1) いじめ防止等対策の総点検

ア 年度当初の総点検

年度当初に、いじめ防止等に係る総点検を実施し、いじめ事案対応に関する教職員の理解を深め、力量の向上を図る。総点検においては、仙台市教育委員会が作成するいじめ防止等対策に係る「いじめ防止等対策の徹底に向けたチェックシート」を用い、管理職や教職員等全ての職員が自分自身のいじめに係る対応を振り返る。さらに、「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を活用し、いじめ事案への対応について共通理解を図る。いじめに係る年間指導計画やいじめ対策担当教諭の役割等も確認し、いじめ防止及びいじめ事案対応に関する理解を深め、学校教職員が一丸となって対応することができるよう努める。

イ 重大事態の理解

特に、本件では重大事態の認定や対応に遅れがあったことをふまえたような場合に重大事態に該当するのかなどの理解と重大事態発生時の対応方法についても、改めて法や基本方針、ガイドラインを踏まえて確認する。

その上で、いざ事案が発生したときに適切に対処できるよう、学校は、重大事態に関する学校の基本方針や対処方針の内容についても見直す。

ウ 児童や保護者への十分な説明

また、本件では、学校によるいじめの調査状況・調査結果等についての当該児童保護者や関係児童の保護者らへの説明、情報提供が不十分であり、このことも当該児童や保護者に不安や不信感を与えた一因であると言える。

本件では、学校によるいじめ認知直後に警察が介入する等、学校に

としては今までにない展開になったことから情報開示に慎重になった可能性もあるが、いじめ防止対策推進法は、いじめを受けた児童等の保護者及びいじめを行った児童等保護者に対する適切な情報共有（法23条5項）や、いじめを受けた児童及びその保護者に対する重大事態の調査に係る適切な情報提供（法28条2項）を定めていることから、どのような場合でも児童や保護者に対し適切な説明や情報提供をする必要があることを改めて確認し、今後の対応において実践する。

エ 関係機関との連携について

前記第2、5（7）で指摘したとおり、学校は、教育委員会と連携しつつも、主体的に判断、対応をしていく。

また、警察が介入した場合でも、教育機関として必要な対応を委縮せずに行う。同時に、児童らの心情や複数回の聴取を受けることによる精神的負担へも配慮し、事案ごとに臨機応変に対応方法を検討する。

(2) 研修の実施

理解を深めるため、年間計画に基づき校長のリーダーシップのもと、研修を実施する。教職員の研修計画に則り、多くの教員が実践的なスキルの向上を図るためのいじめ事案に係る研修の機会を確保する。学校としてスクールロイヤーを招聘し、講話を聞く機会等も設定し、専門性を高めていく。また、個々の教員が体得したスキルを組織全体で共有し、いじめ防止等対策委員会の場等を活用し、学校全体として、常にいじめの早期発見・早期対応に教職員が細心の注意と配慮を持って取り組むことができるよう研修を積み、力量の向上に努める。

この点、学校では、教職員の研修について、各担当者が仙台市教育委員会主催の研修会等を受け、必要に応じて伝講するなどしていたが、弁護士や講師を学校に招いての校内研修会は実施していなかった。今後は、弁護士等の外部講師を招いての校内研修を行い、いじめ対策に係る専門性を高める。

4 相談体制の確立と窓口の周知

いじめによって苦しむ児童や保護者にとって、心ない言葉は胸に突き刺さるものとなり、その心理的影響は計り知れないものである。学校は、心に寄り添う対応を心掛けるとともに、教育相談体制の充実と心のケアに努める。そのため、いじめ対策担当教諭を中心に、いじめ等対策委員会において情報を共有し、学校としての方針を確認しながら、児童や保護者との相談にあたる。必要に応じて、スクール・カウンセラー、さわやか相談員、いじめ担当支援員等を配置し、児童や保護者が安心して相談できる体制の

構築に努める。

また、学校以外にも安心して相談できる窓口があることを児童や保護者に周知する。学校便りやいじめ等対策について周知する文書において、仙台市教育委員会他多くの関係機関の連絡先を知らせ、相談先との連携により児童や保護者が安心できる環境を整えることができるように配慮する。これまでも相談窓口の周知は行ってきたが、今後も継続、強化する。

さらに、学校は、年2回、7月と12月に、教育相談の機会を設け、保護者と面談を行う。面談においては、日頃の学校や家庭での学習や生活の様子についての状況を共有する。年2回の面談の機会に限らず、心配を抱える保護者とは随時面談等を行う。また、担任は、必要に応じて、電話や連絡帳等を通して、保護者と連絡を取り合い、信頼関係を構築することができるよう努める。

5 いじめの未然防止のための取組

集団で生活する上で、「いじめをしないこと・させないこと・許さないこと」を発達の段階に応じて理解させていく。そのために、教職員が一人となっていじめを生まない雰囲気づくりを推進する。そのために、下記の取組を実施する。

(1) いじめ防止に向けた取組

全市的な取組として、5月と11月の年2回、「いじめ防止『きずな』キャンペーン」を実施し、児童の自主的な取組を支援しながら、「いじめ防止きずな宣言シート」を記入したり、「いじめ防止きずなアクション」を実施したりする。また、「ふわふわ言葉」の推奨や「ちくちく言葉」の撲滅など児童の発達の段階に応じた指導を心掛け、いじめの未然防止に努める。

本件に関する関係児童等への支援については、詳細は前記第4のとおりであるが、本件に限らず、本校の児童全体に対して、いじめ予防のための指導、教育を行っていくべきである。本件のように、低学年においてもいじめが発生しうること、むしろ判断力が非常に未熟であったり、経験がないからこそ起こりうる問題や、前述のような集団心理を踏まえた指導などを折に触れて行っていくことが重要である。

児童の発達の段階や言語や文化の違いなどによって戸惑うことなく学校生活をおくることができるようにするために、本人の気持ちに寄り添った配慮をしたり、状況に応じて、人的な配置をするなど、不安なく、安心して過ごせる環境づくりに努める。そして、学校生活を送る児童に対しても、お互いを認め合い、励まし合う指導を続け、いじめを生まな

い雰囲気作りに努める。

また、特別の教科道徳における指導や学級活動などを通して、思いやりの心の醸成やコミュニケーション能力の向上に努め、一人一人に考えさせる指導を行う。

(2) 児童に対するアンケート調査の実施

学校は、児童が置かれている状況を注視するとともに、定期的にアンケートを実施し、児童の状況の把握に努める。アンケート実施後は、聴き取りを行い、速やかに情報を共有し、事実の確認をする。保護者へも連絡し、情報を共有する。その後も経過観察を継続し、いじめの解消に至るまで粘り強く指導にあたる。

(3) 保護者・地域との連携

いじめ対応には、保護者の理解と協力が不可欠である。そのため、日頃からの保護者との信頼関係の構築に努める。そのために、学校は、いじめの定義や学校の思いや取組について、PTA 総会や学年懇談会、学級懇談会等の場を通して、説明する等の情報の発信に努める。また、学校便りや学年便り、いじめ対策便り等で、丁寧に分かりやすく学校のいじめ対策の在り方を伝える。本件を受けて、令和5年度より、学校だよりの他にいじめ問題に特化した保護者向けの「 」、教員向けの「 」を随時発行し、いじめ問題に関する意識を高めている。また、学校におけるいじめ相談窓口、担当教諭を、保護者、児童に周知している。情報の発信に努め、保護者との信頼関係を構築し、適切な対応がなされるよう努力する。

さらに、学校運営協議会等の場を通して、学校・保護者・地域の三者によるいじめの実態や防止対策等に関する意見交換を実施する。学校は、様々な機会を通じていじめに関する取組やいじめの実態について発信し、地域との共通理解に努める。

また、児童館や学校支援地域本部等との連携を図り、心配な状況が見られる児童について情報を共有したり、対応を検討したりする。様々な多くの大人が関わり、児童を見守り、健やかな成長を支える体制を構築するように努める。

第5 まとめ

本校いじめ調査委員会は、いじめを受け、欠席を余儀なくされている当該児童の状況について、いじめの事実関係を整理し、不登校の状況を解消し学校復帰を支援すること、今後の再発防止を目的として本報告書をまとめた。

当該児童が登校できるようになるためには、まず事実関係をできるだけ明らかにすることが重要と考えたが、調査に時間がかかり、令和3年12月15日のいじめ事案発生から、調査報告まで2年以上経過してしまった。その間、当該児童は学校復帰のために転学をも余儀なくされており、当該児童及び保護者の心痛は察するに余りある。

学校は、児童が安心して学習し、人との関わりを通して多くのことを学び、成長できる場でなければならない。児童がいじめを受けたときには、適切かつ迅速に対処する責務を有している。学校はこのことをあらためて深く認識すべきである。

また、学校は、調査の過程で明らかになった問題点については、改善策を検討し、可能なことから実施してきたが、こうした取組は、今後も継続するとともに、報告書にまとめた再発防止策を実施していく。学校は、全職員一丸となって、いじめの未然防止と再発防止に取り組む姿勢を忘れてはならない。

以上